

みんなの吉野ヶ里未来計画

吉野ヶ里町総合計画 後期基本計画

人と緑と弥生の歴史が結び合う 笑顔あふれる“わ”のふるさと

平成25年3月

吉野ヶ里町

ご 挨拶

吉野ヶ里町は、平成 18 年 3 月 1 日に合併し、平成 20 年 3 月に「みんなの吉野ヶ里未来計画」と名づけた、10 年間のまちづくりの指針となる総合計画を策定しました。

この計画において、前期基本計画を平成 20 年度から平成 24 年度までの 5 年間で計画し、各施策を展開してきたところです。

合併後 7 年が経過しましたが、各種団体をはじめ町民の皆様が努力を重ねられたお蔭で、一つの町として着々と歩んで参りました。

この間には、リーマンショックに端を発する世界同時不況や円高問題等で経済情勢は大きく変化しています。

また、東日本大震災では多くの方々に甚大な被害をもたらすとともに、電力不足問題という、私たちの生活を一から見直すべき問題も発生しました。

このような社会情勢の中、前期基本計画が平成 24 年度に終了することに伴い、今後のまちづくりを吉野ヶ里町がさらに一体となって円滑に進めるために、前期基本計画の達成状況や今後に残された課題等について調査・検討を行い、後期基本計画を策定しました。

今回の策定にあたっては、基本構想を継承しながら、町の将来像「人と緑と弥生の歴史が結び合う 笑顔あふれる“わ”のふるさと」の実現に向けて、実効性のある計画となるように検討を行いました。

今後は、町民・地域・行政が一体となった協働のまちづくりを、職員一丸となって進めてまいります。

最後に、住民アンケート調査等で貴重なご意見を賜りました町民の皆様、また、計画を熱心にご審議頂きました総合計画審議会の委員の皆様など関係各位のご協力に対し感謝申し上げます。

平成 25 年 3 月

吉野ヶ里町長 江頭正則

目次

第1編 序論	1
第1章 後期基本計画策定にあたって	2
1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の役割と特徴、構成等	4
第2章 吉野ヶ里町の将来像	6
1. まちづくりの基本原則	6
2. 将来像	7
3. 計画の体系	8
第3章 後期基本計画での重点プロジェクト	9
第2編 後期基本計画	13
第1章 人にやさしいよしのがり	14
1. 健康づくり・医療体制の充実	14
2. 地域福祉の充実	17
3. 子育て支援の充実	19
4. 高齢者支援の充実	22
5. 障がい者支援の充実	24
6. 社会保障の充実	27
第2章 快適で安全・安心なよしのがり	29
1. 環境自治体の形成	29
2. 上水道の充実	32
3. 下水道の充実	34
4. 廃棄物処理等環境衛生の充実	36
5. 公園・緑地の整備	38
6. 消防・防災の充実	40
7. 防犯・交通安全の充実	43
第3章 人と歴史・文化が輝くよしのがり	45
1. 学校教育の充実	45
2. 生涯学習社会の形成	49
3. スポーツの振興	51
4. 歴史・文化の継承と創造	53
5. 青少年の健全育成	55

6. 国内外との交流活動の促進.....	57
第4章 活力とにぎわいあふれるよしのがり.....	59
1. 観光の振興.....	59
2. 農林業の振興.....	62
3. 商業の振興.....	66
4. 工業の振興.....	68
5. 雇用対策・勤労者福祉の充実.....	70
6. 消費者対策の充実.....	72
第5章 定住と交流を育むよしのがり.....	74
1. 土地の有効利用.....	74
2. 市街地の整備.....	76
3. 住宅施策の推進.....	78
4. 道路・交通網の充実.....	80
5. 情報化の推進.....	83
6. ダム関連事業の推進.....	85
第6章 共につくる自立したよしのがり.....	87
1. 男女共同参画の促進.....	87
2. 人権の尊重.....	89
3. コミュニティの育成.....	91
4. 協働のまちづくりの推進.....	93
5. 自立した自治体経営の推進.....	95
資 料 編.....	97
1. 用語解説.....	98
2. 策定体制等.....	101

第 1 編 序 論

第1章 後期基本計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

吉野ヶ里町は、佐賀県東部に位置するまちで、平成18年3月1日に、旧三田川町、旧東脊振村の2町村の合併によって誕生しました。

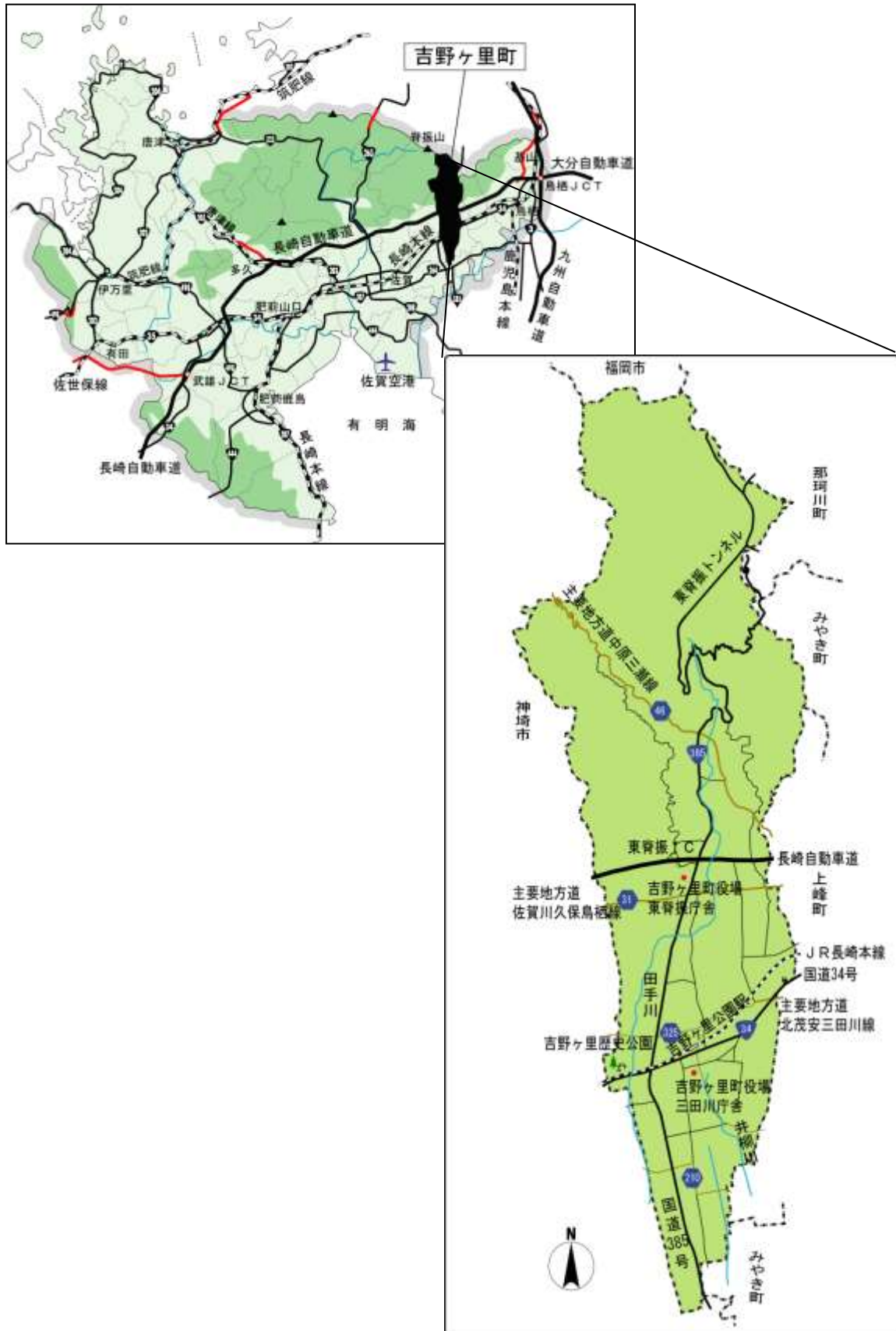
本町は、水と緑の美しい自然環境・景観を誇り、吉野ヶ里遺跡をはじめ貴重な歴史・文化資源を有するとともに、佐賀・鳥栖・久留米三市に近接する生活利便性の高いまちとして、県内の多くの市町が人口減少傾向にある中、人口が増加傾向にあるなど発展を続けてきました。

本町ならではの特性・資源を生かした魅力あるまちづくりを進めていくため、平成19年度に、基本構想（平成20年度～平成29年度）と前期基本計画（平成20年度～平成24年度）からなる吉野ヶ里町総合計画「みんなの吉野ヶ里未来計画」を策定しました。

本計画の基本構想では、将来像を「人と緑と弥生の歴史が結び合う 笑顔あふれる“わ”のふるさと」と定めるとともに、前期基本計画では、これを実現するための政策目標・施策を体系的に定め、これまで町民と連携しながら様々な取り組みを推進し、着実にその成果を上げてきました。しかし、計画策定後およそ5年を経過した今日、東日本大震災の発生等に伴う安全・安心や環境・エネルギー、コミュニティに関する意識の高まり、高齢化の進行、地方産業・経済の低迷、さらには地方分権の進展など、自治体を取り巻く情勢は大きく変化してきています。

こうした状況に的確に対応しながら、「人と緑と弥生の歴史が結び合う 笑顔あふれる“わ”のふるさと」を実現するため、前期基本計画の計画期間が終了することを機に、後期5年間（平成25年度～平成29年度）のまちづくりの指針として、「吉野ヶ里町総合計画後期基本計画」を策定します。

吉野ヶ里町の位置



2. 計画の役割と特徴、構成等

(1) 計画の役割

「総合計画」とは、自治体にとって、すべての行政活動の基本となる最上位計画です

本計画は、こうした位置づけを基本に、次のような役割を持つ計画として策定したものです。

吉野ヶ里町民にとって

まちづくりに参画・協働するための共通目標

町民に対し、まちづくりの方向性や施策をわかりやすく示し、すべての町民がまちづくりに主体的に参画・協働するための共通目標となるものです。

吉野ヶ里町行政にとって

自立したまちづくりを進めるための経営指針

町行政においては、地方分権時代に即した自立した町を創造し、将来にわたって持続的に経営していくための経営指針となるとともに、国や佐賀県、周辺自治体に対しては、必要な施策や事業を要請していくためのわが町の主張を示すものです。

(2) 計画の構成と期間

本計画は、「後期基本計画」と「実施計画」で構成されています。それぞれの内容構成と期間は次のとおりです。

後期基本計画

後期基本計画は、基本構想で定めた将来像や施策の大綱等に基づき、また、前期基本計画の達成状況や直近の町民ニーズの動向、社会・経済等を踏まえ、今後推進する主要施策や具体的な数値による成果指標等を示したものです。

計画期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間とします。

実施計画

実施計画は、後期基本計画に示した主要施策に基づき、具体的に実施する事業や事業費を定めたものであり、別途策定するものとします。

計画期間は、向こう3年間の計画とし、毎年度見直しを行います。

吉野ヶ里町総合計画後期基本計画の期間

	平成20年 (2008年)	平成21年 (2009年)	平成22年 (2010年)	平成23年 (2011年)	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
基本構想	基本構想 (10年間)									
	平成20年度～平成29年度									
基本計画	前期基本計画 (5年間)					後期基本計画 (5年間)				
	平成20年度～平成24年度					平成25年度～平成29年度				
実施計画						実施計画 (3年間)			-----	

第2章 吉野ヶ里町の将来像

1. まちづくりの基本原則

まちづくりの基本原則は、吉野ヶ里町総合計画基本構想に基づき、引き続き次のとおり定めます。

原則1

“吉野ヶ里スタイル”を追求するまちづくり

本町の特性・資源を最大限に生かし、教育や文化から環境、福祉、産業、人材、そしてまちづくりの仕組みに至るまで、多様な“吉野ヶ里スタイル”を創造し、全国・世界に向けて発信するまちづくりを進めます。

原則2

“人と環境”を重視したまちづくり

子どもから高齢者まで、町民一人ひとりの生命や人権、暮らしを尊重した、生活者重視のまちづくりを進めるとともに、環境保全を基本に、優れた自然と共生する持続可能な循環型のまちづくりを進めます。

原則3

“わ”を大切にするまちづくり

人と人、地域と地域、町民と行政との連携や結びつき、交流を大切に守り育て、多様な主体が融和し、互いに助け合い、協働するまちづくりを進めるとともに、これを原動力に、地方分権時代にふさわしい自立したまちづくりを進めます。

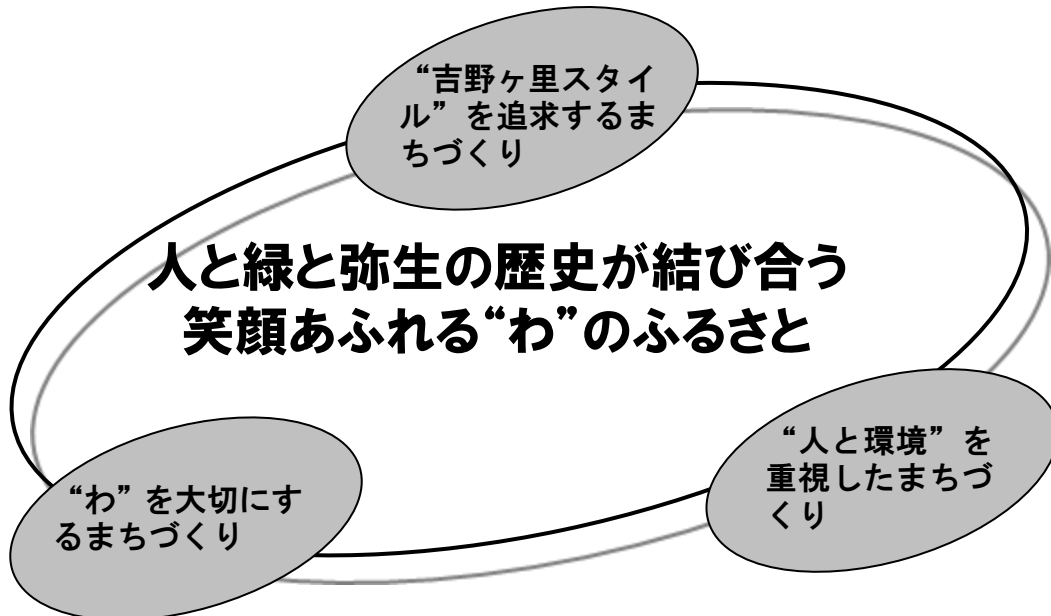
2. 将来像

まちづくりの将来像は、吉野ヶ里町総合計画基本構想に基づき、引き続き次のとおり定めます。

将来像

人と緑と弥生の歴史が結び合う 笑顔あふれる“わ”のふるさと

まちづくりの基本原則を総合的に勘案し、また「三田川町・東脊振村新町建設計画※」の将来像を踏まえ、すべての分野にわたって、「“吉野ヶ里スタイル”を追求するまちづくり」、「“人と環境”を重視したまちづくり」、「“わ”を大切にするまちづくり」を進め、優れた自然環境・歴史環境の中で、子どもも高齢者も、町民一人ひとりが常に笑顔でいきいきと輝きながら暮らしていることを実感できるふるさとを創造していくという想いを込め設定しています。

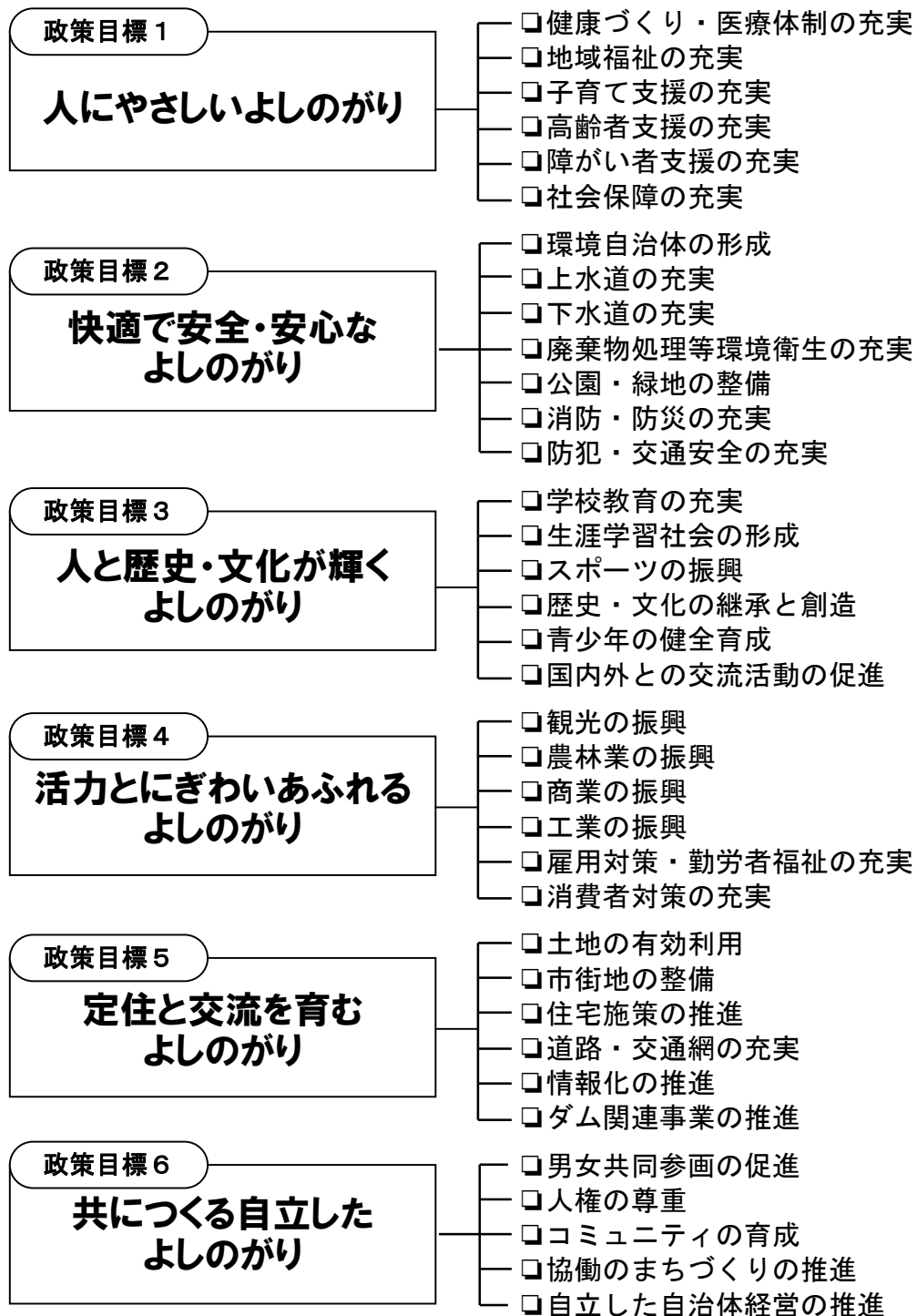


※ 三田川町・東脊振村新町建設計画：町村合併時に今後10年間のまちづくりの基本を定めたもので、総合計画の基礎となるもの

3. 計画の体系

計画の体系についても、吉野ヶ里町総合計画基本構想に基づき、引き続き次のとおり構成し、総合的、計画的に施策を展開します。

計画の体系



第3章 後期基本計画での重点プロジェクト

将来像を実現するためには、基本構想に示した6つの政策目標と36の施策ごとの取り組みを総合的に推進することが基本となりますが、ここでは、選択と集中の視点に立ち、本町の新たなまちづくりにおいて、町一体となって特に重点的に取り組むテーマを定め、関連する取り組みを抽出し、「重点プロジェクト」として位置づけました。

これら重点プロジェクトに位置づけた取り組みについては、今後、実施計画等で具体的な事業化を進めていく中で、限られた経営資源の重点配分を図り、事業を積極的に実施していくこととします。

後期基本計画での重点プロジェクト

重点プロジェクト1

テーマ **健康**

健康・子育てのまちづくりプロジェクト

重点プロジェクト2

テーマ **環境**

快適住環境のまちづくりプロジェクト

重点プロジェクト3

テーマ **産業**

地域活力のあるまちづくりプロジェクト

重点プロジェクト1

テーマ 健康

健康・子育てのまちづくりプロジェクト

少子高齢化が急速に進む中で、すべての町民が住み慣れた地域で安心していきいきとした生活を送れるよう、健康を維持できる環境づくりが重要です。

そのために、各種健康診断をはじめとする保健福祉施策を推進し、町民の健康づくりを支援します。

また、本町の明日を担う子どもたちが豊かな心を持って成長できるよう、母子保健事業、子育て支援事業、放課後児童クラブの充実など、子育て環境の整備を推進します。

さらには、年齢や障がいの有無に関係なく、町民だれもが安心して生活できるよう、住み慣れた地域での支え合い、人と人との“わ”を大切にした地域福祉の環境づくりを進めます。

○プロジェクトを構成する主な施策内容

- ・健康づくり推進体制の整備と指針の策定
- ・町ぐるみの健康づくり活動の促進
- ・母子保健の充実
- ・町民総参加の支え合う地域づくり
- ・地域における子育て支援の充実
- ・子どもの安全確保
- ・高齢者保健福祉施策の推進
- ・地域支援事業の推進
- ・地域での生活支援
- ・生きる力を育む教育活動の推進
- ・総合的な安全対策の推進

重点プロジェクト2

テーマ 環境

快適住環境のまちづくりプロジェクト

近年、全国で発生する大規模地震や風水害などにより、災害の恐ろしさと防災の重要性が再認識され、それに対応する対策が重要な課題となっており、防犯なども含めた総合的な危機管理体制の整備充実が必要となっています。

また、環境問題は、町民に身近なごみ問題から地球温暖化問題など、多岐にわたり広がっています。ごみの減量化推進や下水道の効率的な整備・維持管理等により、環境にやさしいまちを目指します。

そして、ユニバーサル・デザイン[※]による計画的な道路整備、公共施設整備を進め、すべての人が快適に生活できるまちづくりを進めます。

○プロジェクトを構成する主な施策内容

- ・行政の率先的な環境保全活動の推進
- ・公共下水道事業の推進
- ・ごみ処理・リサイクル体制の充実
- ・総合的な防災体制の確立
- ・防犯設備の整備
- ・交通安全施設の整備
- ・町道の整備と維持管理の充実

[※] ユニバーサル・デザイン：はじめからすべての人が使いやすいように施設や建物、空間などをデザインすること

重点プロジェクト3

テーマ 産業

地域活力のあるまちづくりプロジェクト

国内の産業を取り巻く環境は、依然として厳しい状況が続いています。このような中、本町における農林業、商工業、観光などの異業種連携を支援し、新たな産業、雇用の創出を図ります。

また、本町の交通利便性などを生かしながら、企業誘致を推進し町民の雇用の場の確保、生活向上に努めます。

さらには、少子高齢化による生産年齢人口の減少を防ぐため、若者が定住しやすい環境づくりや、女性・高齢者などの雇用促進に取り組み、活力あるまちづくりを推進します。

○プロジェクトを構成する主な施策内容

- ・観光地としての魅力を高める戦略の推進
- ・担い手の育成
- ・特産品の開発
- ・都市と農村との交流の促進
- ・6次産業化の推進
- ・近代的・魅力的な商業活動の促進
- ・既存企業の活性化の促進
- ・企業誘致の推進
- ・雇用機会の確保と雇用の促進
- ・新たな住宅地の形成
- ・国・県道の整備促進

第2編 後期基本計画

第1章 人にやさしいよしのがり

1. 健康づくり・医療体制の充実

現状と課題

医療費が年々増加し、その原因の多くを占める生活習慣病の予防対策が全国的に大きな課題となっています。

本町ではこれまで、健康福祉センターを拠点として、子どもから大人を対象とした健康診査や健康教育、健康相談をはじめ、各種の保健サービスを推進しているところです。

母子保健については、少子化が進む中で、健やかな子どもを生ま育てるための母子保健の充実として乳幼児健診、健康相談、訪問に加え、発達障がい児への相談も実施しています。

がん検診等の健康診査については、集団健診に加え、個別に受診できる検診体制とし受診率の向上に向けて取り組んでいます。

食育については、平成23年度に食育推進基本計画を策定し、これに基づき、子どもの頃からの食育の推進を含めた生活習慣の改善に取り組みを関係各課、団体と連携して実施しています。

社会の複雑化に伴い増大していく精神保健に対するニーズへの対応については、各種健診・相談、訪問等で対応しています。

今後は、平成24年度に策定した健康増進計画及び第2期特定健診等実施計画に基づき、糖尿病等の生活習慣病を減少させ、重症化を予防するための取り組みを、町民の健康管理意識の高揚と自主的な健康づくりの促進を基本に、関連部門が一体となった体系的な保健サービスを推進していく必要があります。

医療については、町内に医療施設が18か所あります。総合病院はありませんが、近隣に高度先進医療を受けられる医療機関も数か所あり病診連携が図られています。今後も町医師会等との連携強化のもと、かかりつけ医を推進し、地域医療体制の充実を進めていく必要があります。

また、救急医療については、広域的連携のもとに体制の整備が進められています。今後、高齢化の進行等に伴いその必要性が増すものと予想されることから、さらなる体制の充実が必要となっています。

施策の方針

すべての町民が健康寿命*を伸ばし、生涯を通じて元気で幸せに暮らすことができるよう、健康増進計画、第2期特定健康診査等実施計画、食育推進基本計画に基づき、体系的な保健サービスを推進するとともに、医療ニーズの高度化・多様化に対応するため、地域医療機関との連携の充実を進めます。

施策の内容

(1) 健康づくり推進体制の整備と指針の策定

策定した健康増進計画、第2期特定健診等実施計画、食育推進基本計画に基づき、健康福祉センターを拠点とし、総合的な健康づくり事業を展開していきます。

(2) 町ぐるみの健康づくり活動の促進

町民の健康管理意識の啓発や生活習慣病予防の取り組みを、今後も関連部門が一体となって行っていきます。

(3) 食育の推進

今後は食育推進基本計画に基づき、関係各課・団体と連携し、子どもの頃からの健全な食習慣の形成から生活習慣病の予防・改善に取り組めます。

(4) 健康診査・指導等の充実

健康増進計画、第2期特定健診等実施計画に基づき、がん検診、特定健康診査の受診率向上に取り組み、保健指導・訪問等を行い、疾病の重症化予防に努めます。

(5) 母子保健の充実

妊娠・出産期から学童・思春期に至るまで、訪問指導や健康診査・健康相談、予防接種などを実施し、将来の生活習慣病予防を見据えた保健指導を行っていくことで、安心して子どもを生み育てることができるように努めます。

(6) 精神保健の充実

関係機関と連携しながら、精神保健についての正しい知識の普及を図り、こころの健康が保たれるような相談体制の充実に努めます。

* 健康寿命：介護を受けたり病気で寝たきりになったりせず、自立して健康に生活できる期間

(7) 地域医療体制の充実

高度化・多様化する医療ニーズに応えられるよう、町医師会や町内歯科医師との連携強化を図り、地域医療体制の充実を進めるとともに、広域的な対応や関係機関との連携を一層強化し、救急医療体制の充実に努めます。

成果指標

指 標 名	単位	平成 23 年度 (実績)	平成 29 年度 (目標)
自然動態(出生数)	人	172	180
食育推進リーダー	人	0	13
保健・医療サービスや施設整備の状況に関する町民の満足度	%	48.0	

注) 町民の満足度は、住民アンケート調査で「満足」と「どちらかといえば満足」と回答した町民の割合。

2. 地域福祉の充実

現状と課題

福祉に関する町民ニーズは、多様化・複雑化・高度化してきており、介護保険制度や障がい者支援制度の施行や改正が進められています。

昨今の社会福祉の現状は、家庭と地域社会の理解と協力がなくてはならないものとなっており、町民相互の思いやりと助け合いに支えられた福祉社会の形成が求められています。そこで、町民の課題を地域の課題として共に考え、解決していく組織『地区の“わ”委員会』を設置することで地域を単位とした福祉ネットワークの形成を推進してきました。

また、平成24年度に実施された住民アンケート調査の『地域活動・ボランティア活動への参加意向について』では、「参加したい」とする回答が約48%となっており、町民のボランティア等への参加意識は高まってきています。

地域の一人ひとりが「自分が周囲に対して何ができるのか」といった考え方に立ち、行動に移すための情報提供や福祉ボランティアを行うための環境整備が必要となっています。

今後は、高齢者や障がい者をはじめ、地域社会のだれもが住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、地域福祉に対する町民の意識を高めるとともに、社会福祉協議会やNPO※・福祉ボランティア団体等の機能の充実や連携強化を図り、地域ぐるみの福祉活動を支援していくことが必要です。

施策の方針

すべての町民が住み慣れた地域で支え合いながら健康で安心して暮らせるよう、地域福祉計画に基づき、福祉情報の提供や相談体制の充実を図ります。

また、町民相互のつながりを深め、互いに支え合う地域づくりを進めるとともに、ユニバーサル・デザイン※社会の充実を目指した安全なまちづくりを推進します。

施策の内容

(1) 町民総参加の支え合う地域づくり

地域福祉計画に基づき、支え合い助け合う地域づくりに向け、学校教育に

※ NPO：民間非営利組織

※ ユニバーサル・デザイン：はじめからすべての人が使いやすいように施設や建物、空間などをデザインすること

おける福祉教育の推進や、町民全体の意識啓発、地域福祉の理念の普及、認知症サポーター[※]や生活・介護支援サポーター[※]の養成等に取り組み、だれでもボランティア活動に参加できる機会の充実を図ります。

(2) 福祉サービスを利用しやすい環境づくり

福祉サービスの情報提供や相談支援の充実、質の向上を図り、だれもがサービスを利用しやすい環境づくりを目指します。

また、必要とされるサービスを把握するための仕組みづくりを推進し、地域で暮らしていくために必要な在宅支援サービスの充実を目指します。

サービスの提供にあたって、より質の高いサービスを提供できる環境を整える仕組みづくりを推進します。

(3) 福祉サービス・担い手の充実

町民の福祉についてのニーズが多様化し、相談内容も複雑かつ多岐にわたるようになってきていることから、関係機関・団体との連携を強化し、サービスの向上を目指します。

また、地域福祉の理念を広め、地域で活動する担い手を育成し、町民や地域の連携による地域福祉の推進体制を強化します。

(4) ユニバーサル・デザインのまちづくり

障がい者等の地域における安全・安心な自立生活を支援するため、移動・交通手段の確保に向けた取り組みや、住宅改造への支援を行うとともに、すべての町民が安全に安心して暮らせる環境づくりを図ります。

成果指標

指 標 名	単 位	平成 23 年度 (実績)	平成 29 年度 (目標)
福祉ボランティア団体	団体	5	7

※ 認知症サポーター：認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者

※ 生活・介護支援サポーター：介護福祉に関する知識や技術を持ち、高齢者への生活・支援サービスを行う担い手

3. 子育て支援の充実

現状と課題

近年、わが国では、晩婚化、非婚化により出生率が低下し、子育て家庭を取り巻く環境が急速に大きく変化してきています。

とりわけ、少子化の進行は、社会保障をはじめとして労働力人口の減少、地域社会の活力低下や、子どもの健やかな成長への影響も懸念されています。

このような中、本町では、多様化する保育ニーズのため、認定こども園への取り組み支援や老朽化に伴う保育園舎改築の支援、児童館の建設など保育施設等の整備を進めてきました。

また、子育て家庭への医療援助の拡大や各種の母子保健事業の推進、ひとり親家庭への支援など多様な子育て支援施策を推進しています。

しかしながら、核家族化の進行やひとり親家庭の増加、女性の社会参画等を背景に保育園への入所希望者が増加するなど、子育てを取り巻く環境が大きく変化しています。

また、子育てへの不安や、仕事と育児の両立への不安などが増大する傾向もみられ、子育て家庭に対するよりきめ細やかな対応が求められています。

このため、平成 22 年 3 月に策定した次世代育成支援後期行動計画及び国の制度改正に基づき、福祉・保健・医療・教育・労働・住宅など関係機関・地域・事業者等が一体となって、安心して子どもを生み育てやすい多面的な子育て支援施策を積極的に推進していく必要があります。

施策の方針

「子育てをするなら吉野ヶ里町で」と言われるような、より充実した子育て支援環境を目指し、次世代育成支援後期行動計画（平成 22 年度～平成 26 年度）及び国の制度改正に基づき、多面的な子育て支援施策を総合的に推進します。

施策の内容

(1) 子育て支援に関する指針の策定

次世代育成支援後期行動計画（平成 22 年度～平成 26 年度）のさらなる充実を図り、国の制度改正に応じた少子化対策、子育て支援に関する指針を策定し推進します。

(2) 地域における子育て支援の充実

幼稚園・保育園におけるサービスの充実を図り、放課後児童クラブや病児・病後児保育、地域子育て支援センター事業をはじめとする子育て支援サービスの充実とともに、子育て支援ネットワークの形成や児童館のあり方の検討、子育て家庭への医療費援助による経済的支援など、きめ細やかな子育て支援の充実を図ります。

(3) 要保護児童等への対応の推進

吉野ヶ里町要保護児童地域対策協議会の充実をはじめ、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）や、ひとり親家庭の自立支援、障がい児施策の充実など、保護・援助を必要とする子どもと家庭に対するきめ細やかな取り組みを関係機関と連携して推進します。

(4) 職業生活と家庭生活との両立の支援

一時保育の充実や、ニーズに即したファミリーサポート事業*の実施など、保育サービスの質の確保をはじめ、多様な働き方の実現や男性の育児・家事参加を含めた働き方の見直し、仕事と子育ての両立ができる働きやすい職場環境整備に向けた事業者への意識づけなど、職業生活と家庭生活の両立を支援します。

(5) 子どもと母親の健康の確保

母親並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進を図る観点から、親となるために必要な知識を習得する学習機会の提供や、母子健康診査や訪問指導、保育指導等の充実に努めます。

また、小児医療体制の充実に努めるとともに、食育の推進や学校教育等における思春期保健対策の充実に努めます。

(6) 教育環境の整備

子どもたちに育児や子育て等の楽しさ、大切さについて考える機会を与えるため、児童・生徒が乳幼児とふれあうなど次代の親の育成に向けた取り組みを推進します。

また、子どもたちが個性豊かに生きる力を伸ばしていくことができるよう、家庭・学校・地域社会が連携を図りながら家庭や地域の教育力の向上を目的とした各種事業の推進、パソコンや携帯電話などのインターネット利用によ

*ファミリーサポート事業：保育等の援助を受けたい人と行いたい人を会員とする組織により、相互に助け合いを行う事業

る有害環境対策を推進するなど子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備を進めます。


(7) 子育てを支援する生活環境の整備

子育て家庭に配慮した居住環境の確保に向けた施策をはじめ、歩道の整備など安全な道路交通環境の充実、防犯灯の整備等による安全・安心なまちづくり、コミュニティバスによる通学の一層の充実など、子育てを支援する生活環境の整備を進めます。

(8) 子どもの安全確保

交通事故や犯罪等の被害から守るため、地域社会全体での見守り活動を推進し、子どもの安全確保に努めます。

成果指標

指 標 名	単位	平成 23 年度 (実績)	平成 29 年度 (目標)
放課後児童クラブの高学年受け入れ	箇所	0	2
ファミリーサポートセンター登録者数	人	0	20
保育・子育て環境に関する町民の満足度	%	35.1	

注) 町民の満足度は、住民アンケート調査で「満足」と「どちらかといえば満足」と回答した町民の割合。

4. 高齢者支援の充実

現状と課題

わが国の総人口は、平成24年7月1日現在、1億2,756万人でほぼ横ばいで推移しています。一方、65歳以上の高齢者人口は、過去最高の2,983万人、高齢化率は23.4%となり、21世紀半ばには国民の3人に1人が65歳以上の高齢者となる「超高齢社会」になると予想されています。

本町の高齢化率は19.58%（平成23年10月1日現在）と全国平均より低い状況にありますが、今後は高齢化が進むことが予想されています。

高齢化が一層進展することから、制度の持続性を維持しつつ高齢者の生活機能の低下を未然に防止し、維持・向上させるために介護予防の推進体制を確立することが大きな課題となっています。

そのため、本町における高齢者保健福祉計画及び佐賀中部広域連合による介護保険事業計画に基づき、地域包括支援センターを拠点に各種施策・事業に取り組んでいく必要があります。

施策の方針

介護保険の保険者である中部広域連合を核として、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者のニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築を目指していきます。

施策の内容

(1) 高齢者支援推進体制の整備と指針の充実

高齢者支援推進体制の指針となる、介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画に基づき保健と医療、福祉が一体となったサービス提供に取り組みます。

また、要介護認定者の多くは認知症であり、その数は今後もさらに増加すると見込まれることから、認知症高齢者の特性に対応したケアの確立が急務であるとともに、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者の増加、単身・高齢者のみの世帯の増加への対応等の問題に取り組んでいきます。

(2) 高齢者保健福祉施策の推進

高齢者の健康づくり、介護予防に向け、健康増進計画等の指針に基づき、健康づくり活動の促進や、健康診査・指導、健康教育、健康相談など各種保

健サービスの充実を図ります。

また、在宅福祉事業を推進するほか、地域の中で生きがいを持って様々な分野に参加していける支援を行います。

さらに、高齢者の権利擁護を図るために、認知症に関する知識の普及・啓発・相談・情報提供体制の整備を推進していきます。

(3) 予防給付・介護給付の実施

要介護状態になる前の段階から、継続的・効果的な介護予防を行い、生活機能の維持向上に取り組んでいきます。

また、介護サービスの利用者やその家族が自ら、多くの介護事業者の中から自己にあった事業者を選択できるよう情報発信を推進していきます。

さらに、平成 18 年度から創設されている地域密着型サービスの充実を図っていきます。

(4) 地域支援事業の推進

一般住民や高齢者、その家族を対象に要介護状態の発生予防を目標とした介護予防事業や包括的支援事業など介護予防や地域でのサービスや支援活動を重視する地域支援事業の周知徹底と事業推進を図ります。

また、平成 24 年度からは介護予防・日常生活支援総合事業が創設されたことから、地域全体で高齢者の生活を支える総合的で多様なサービスの一層の推進を図ります。

成果指標

指 標 名	単 位	平成 23 年度 (実績)	平成 29 年度 (目標)
高齢者の健康づくり、介護予防教室等の参加者	人/年 (延べ)	5,959	6,500
在宅支援サービスの登録者	人 (延べ)	9,845	10,000
高齢者サークル活動 (老人クラブ) の参加者	人 (延べ)	1,760	

5. 障がい者支援の充実

現状と課題

本町ではこれまで、関係機関との連携のもと、障がい及び障がい者への理解の促進に向けた啓発活動をはじめ、障がい者の自立に必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、就業促進や社会参加に向けた施策など、多様な施策を推進してきました。

しかし、近年、障がい者の増加、高齢化をはじめ、障がいの重度化・重複化、介護者の高齢化が進んでおり、障がい者支援の一層の充実が求められています。

このような中、本町では、平成19年3月に障害者基本法に基づく「障がい者計画～障がいの有無に係わりなく、いきいきと心の通い合うまちづくり～」を策定するとともに、障害者自立支援法の施行を受けて、「障がい福祉計画(第3期計画)」を平成24年3月に策定し、これまでの計画の進捗状況や課題、ニーズを踏まえて、平成26年度末に向けた障害福祉サービスの見込み量とその確保のための方策を定めました。

また、障がい者の虐待防止とともに、障がい者を養護する者に対する支援を実施するため、佐賀地区障がい者権利支援センターを2市1町(佐賀市・神埼市・吉野ヶ里町)で共同設置し、相談体制・情報提供体制の充実を図ってきました。

今後とも、これらの計画に基づく施策・事業を総合的、計画的に推進し、障がいの有無にかかわらず、だれもがお互いに人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる、いきいきと心の通い合うまちづくりを進めていく必要があります。

施策の方針

障がいのある人が地域社会の一員として自立し、安全で安心して生活できるよう、障がい者計画及び障がい福祉計画に基づき、各種施策を総合的に推進します。

施策の内容

(1) 障がい者支援推進体制の整備と指針の充実

- ① 障害者自立支援法の改正等による制度やサービス内容の周知、広域的な認定調査の充実、サービスの質の向上、関連施設・機能の整備・確保

など、障がい者支援推進体制を強化し、持続可能な事業展開を図ります。

また、障がい者虐待防止の取り組みを推進するため、関係機関等の協力体制の整備・充実を図ります。

- ② 障がい福祉計画の点検・評価・充実を行い、一層の体制強化を図ります。

(2) 啓発・広報の推進

障がいや障がい者に対する理解を深め、ノーマライゼーション^{*}の理念の一層の浸透を図るため、啓発活動の推進やボランティア活動の支援、障がい者と健常者の交流機会の充実に努めるとともに、広域的な連携のもと、佐賀地区障がい者権利支援センターを拠点に、障がい者の虐待防止や障がい者を養護する者に対する支援に向けた相談体制・情報提供体制の充実を図ります。

(3) 療育・教育の充実

障がい児の早期療育、個性と能力の発揮に向け、関係機関との連携及び広域的連携のもと、就学前、就学後を通じた一貫した療育・教育体制の整備を進めるとともに、就学相談・進路指導の充実、権利擁護施策の充実に努めます。

また、障がい児にとって身近な地域で支援が受けられるよう、障がい児支援の強化を図ります。

(4) 雇用・就業の促進

障がい者の自立を促進し、生きがいを高めるため、町及び関係機関における雇用の拡大や職業相談の充実、民間事業所への啓発等を通じて雇用の促進に努めるとともに、障がいの特性に応じ、福祉的就労の促進や一般就労の支援に努めます。

(5) 保健・医療の充実

関係機関との連携のもと、障がいの予防、早期発見、早期対応、リハビリテーション体制の充実等に努めるほか、医療費助成制度の周知及び利用促進に努めます。

(6) 社会参加の促進

障がい者の地域における安全・安心な自立生活を支援するため、ユニバー

^{*} ノーマライゼーション：だれもが普通の生活を送ることができる社会こそ正常であるという考え方

サル・デザインのまちづくりなど歩行空間・建築物の整備を進めるとともに、移動・交通手段の確保に向けた取り組み、住宅改造への支援、防災・防犯体制及び要援護者台帳の整備を進めます。

(7) 地域での生活支援

居宅介護（ホームヘルプ）や短期入所をはじめとする在宅福祉サービスの充実や施設入所の支援に努めるとともに、各種年金・手当等の周知及び利用促進、障がい者団体の自主活動の促進に努めます。

また、入所（院）者の地域生活への移行を促進するため、居住の確保、その他、地域で生活をするための相談等サービスの充実を図り、施設や医療機関から退所・退院した障がい者や、同居している家族による支援が受けられない障がい者を対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態に対応します。

(8) 総合的な自立支援システムの定着

障害者自立支援法に基づき、上記各分野における障害福祉サービスに対し、介護給付や訓練等給付、自立支援医療などの自立支援給付を行うとともに、県との連携のもと、相談支援や日常生活用具の給付・貸与、移動の支援をはじめとする地域生活支援事業を実施し、障がい者が地域で自立して生活できる総合的な自立支援システムの定着を進めます。

また、児童福祉法に基づく障害児通所支援として、「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」を実施し、障がい児支援の強化を図ります。

成果指標

指 標 名	単 位	平成 23 年度 (実績)	平成 29 年度 (目標)
障がい者の就労率	%	28.0	30
障がい者相談窓口	箇所	3	5

6. 社会保障の充実

現状と課題

社会・経済情勢の急速な変化に伴い、生活保護世帯は全国的に増加傾向にあります。本町においても景気の低迷による離職者の増加に伴い、生活保護の相談や申請が増え続けています。被保護者の高齢化や保護期間の長期化が進んでいるため、今後とも関係機関との連携のもと、自立に向けた支援に努める必要があります。

また、国民健康保険制度は、医療保険の柱として、人々の医療の確保、健康の維持・増進に大きな役割を果たしています。近年医療費は増加の一途をたどっていますが、国民健康保険税の滞納者対策については、税務課に滞納整理対策係を設置し、効率的な徴収に努めています。また、特定健康診査について、広報、防災行政無線による町民への周知を図るなど受診を奨励し、成果を上げています。健診後の特定保健指導についても未利用者への訪問を実施し、一定の成果を上げています。

今後は将来の佐賀県の国保広域化に備え、医療費の適正化に向けた重症化予防対策の取り組みや、収納対策を一層充実させるほか、後期高齢者医療制度の適正な運営に努める必要があります。

国民年金制度は、私たちの将来の生活を支える重要な制度です。年金制度に対する不信感、不安が高まる中で、本町においては、町広報紙や年金セミナー等の機会を通じての啓発活動と、2号被保険者喪失者などに対する加入勧奨により、町民の制度理解の促進に取り組んできました。今後とも、制度に対する正確な情報、若年者の納付に対する理解等を広げていく必要があります。

施策の方針

町民が健康で文化的な生活を維持し、老後に不安のない人生を送ることができるよう、社会保障制度の周知と適正な運用に努めます。

施策の内容

(1) 生活困窮者への適切な対応

生活困窮者の生活の安定と自立の促進に向け、佐賀中部保健福祉事務所との連携のもと、実態を的確に把握しながら、適切な相談・指導に努めるとともに、生活保護制度の適正な運用を図ります。

(2) 国民健康保険事業の健全化

① 町広報、防災行政無線で特定健康診査を町民に周知し、その後の特定保健指導の実施によりメタボリックシンドローム[※]予防の取り組みを進めるとともに、特定健康診査の結果から、対象者を把握し、非肥満者の生活習慣病重症化予防対策を推進します。

また、重複、頻回受診者への適正受診対策も行い、医療費の適正化に努めます。

② 国民健康保険税の適正賦課に努めるとともに、滞納整理方針に基づき、個別対応を充実させ、県内広域化に向けて収納率の一層の向上に努めます。

(3) 後期高齢者医療制度の適正な運営

広域的連携のもと、後期高齢者医療制度の周知ときめ細やかな個別対応を行い、滞納者対策も一層推進し、安定的かつ健全な運営に努めます。

(4) 国民年金制度の啓発

年金制度に対する町民の関心や正しい理解の一層の浸透のため、正確な情報の広報・啓発に努めます。

成果指標

指 標 名	単位	平成 23 年度 (実績)	平成 29 年度 (目標)
国保税収納率 (現年分)	%	93.3	96.5

[※] メタボリックシンドローム：内臓脂肪症候群。糖尿病、動脈硬化症、高血圧症などの生活習慣病の前段階の状態

第2章 快適で安全・安心なよしのがり

1. 環境自治体の形成

現状と課題

本町ではこれまで、自然の保護をはじめ、町民の環境美化運動の促進や学校における環境教育の推進、公害防止対策の推進、さらには吉野ヶ里歴史公園周辺の良い景観づくりへの取り組みなど、環境・景観の保全にかかわる各種施策を推進するとともに、平成19年度には新エネルギービジョンを策定、平成22年度には木質・竹質バイオマスエネルギー^{*}の利活用調査を行い、新たな時代の環境・エネルギー施策を本格的に推進していく体制の整備を進めてきました。

また、環境教育、啓発活動として吉野ヶ里町環境保全協議会を中心に、子どもクラブへの環境研修の実施や文化講演会・福祉フェスタなどイベントでの啓発活動、公共施設への花苗の配布を実施しています。

しかし、今日、環境問題は複雑・多様化し、その解決に向けた施策も広範多岐にわたっています。

今後は、将来の世代に良好な環境を引き継ぎながら、町を持続的に発展させていくためにも、将来を見通した長期的視点を持ち、関係機関との連携を図りながら、町民、企業、事業者、行政の協働のもと、内外に誇りうる環境自治体の形成を進めていく必要があります。

施策の方針

内外に誇りうる特色ある環境自治体の形成に向け、総合的な指針づくりのもと、環境・景観の保全と創造、新エネルギーの導入を積極的に推進するとともに、町民、企業、事業者、行政の協働のもとで、環境保全に対する意識の向上を図ります。

施策の内容

(1) 環境自治体の形成に向けた指針の策定

^{*} バイオマスエネルギー：間伐材や家畜ふん尿などの再生可能な生物由来の有機性資源を燃料等に活用したエネルギー

町の環境保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在から将来にわたり町民が健康で安全かつ快適に生活できるための指針となる環境基本計画の策定を図ります。

(2) 行政の率先的な環境保全活動の推進

行政自らが率先して環境保全活動に取り組み、新エネルギービジョンに基づき、公共施設への太陽光エネルギーの導入や公用車へのクリーンエネルギー車^{*}の導入を計画、推進するとともに、屋上緑化や壁面緑化等の省エネルギー対策を検証、検討します。

(3) 環境教育、啓発活動の推進と実践活動の促進

環境に対する意識を高める教育を吉野ヶ里町環境保全協議会を中心に実践し、広報、ホームページ等を利用した啓発活動を積極的に行い、環境美化活動やクリーンデーを促進していきます。

(4) 自然環境・景観の保全

本町が誇る水と緑の美しい自然環境・景観を保全するため、土地利用関連計画・関連法等に基づいた適正な土地利用を誘導するとともに、公共工事にあたっては、自然環境・景観の保全に配慮した資材や工法の導入に努めます。

(5) 環境問題への対応

- ① 河川の水質汚濁を防止するため、関係機関との連携のもと、河川水や地下水、工場排水等の調査・監視・指導を推進します。
- ② 事業活動や道路交通に起因する騒音、悪臭、振動等についても、関係機関との連携のもと、監視・指導を推進し、未然防止及び適切な対応に努めます。
- ③ 町民への啓発を積極的に行い、意識の向上を図り資源物の有効活用と不法投棄の防止に努めます。

(6) 美しい景観づくり

町民、事業者の景観形成への理解と関心の向上を図るとともに、本町の自然資源や歴史・文化資源等を生かした美しい景観づくりを促進していきます。

^{*} クリーンエネルギー車:大気汚染物質の排出が少なく、環境への負荷が少ない自動車

成果指標

指 標 名	単 位	平成 23 年度 (実績)	平成 29 年度 (目標)
太陽光エネルギーを導入している公共施設	箇所	3	7
クリーンエネルギー公用車の導入台数	台	2	5
自然環境の豊かさに関する町民の満足度	%	55.0	

注) 町民の満足度は、住民アンケート調査で「満足」と「どちらかといえば満足」と回答した町民の割合。

2. 上水道の充実

現状と課題

本町における水の供給は、佐賀東部水道企業団による上水道と、田手簡易水道、永山簡易水道によって行われています。

本町ではこれまで、人口の増加や下水道の整備等に伴う水需要の増大に対応し、佐賀東部水道企業団と連携し、また、簡易水道施設の整備充実のもと、水の安定供給に努めてきました。特に、井戸水等を使用する水道未加入世帯の水質検査の実施を促し、衛生的見地から佐賀東部水道企業団への加入を促進してきました。

しかし、本町の水道普及率（平成 22 年度佐賀県の水道）は 84.4%で、全国平均（97.5%）や県平均（94.8%）を下回っており、これへの対応が課題となっています。

また、施設の老朽化への対応や災害に強いライフラインとしての施設の充実など、給水体制の一層の充実が求められています。

このため、今後は、安全・安心な水の安定供給という基本的な水準を確保しつつ、水道利用者の求めるより質の高い水準での水の供給を目指し、佐賀東部水道企業団による給水体制の一層の充実を促進していくとともに、簡易水道施設の整備充実を計画的に進めていく必要があります。

施策の方針

快適な町民生活に欠かせない安全・安心な水の安定供給に向け、関係機関との連携のもと、上水道事業及び簡易水道事業の充実に努め、加入を促進します。

施策の内容

（1）上水道事業の充実促進

- ① 佐賀東部水道企業団との連携のもと、施設の老朽化や災害時の対応、安全性の向上等を見据えた施設整備などを促進します。
- ② 井戸水等を使用する水道未加入世帯の水質検査の実施を促し、衛生的見地から佐賀東部水道企業団への加入を促進します。

（2）簡易水道事業の充実

老朽化への対応や水質管理の充実等に向け、簡易水道施設の整備充実を計

画的に推進し、今後とも安全・安心な水の安定供給に努めます。

成果指標

指 標 名	単 位	平成 23 年度 (実績)	平成 29 年度 (目標)
佐賀東部水道企業団への加入率	%	84.4	86.0

3. 下水道の充実

現状と課題

本町では、下水道の整備に先進的に取り組み、農業集落排水事業は、平成4年度に、公共下水道事業は、平成10年度に供用を開始し、平成24年3月末現在の汚水処理人口普及率は97.8%となっています。（水洗化率は85%）

平成22年度に佐賀東部中核工業団地を下水道に接続するため、公共下水道計画処理区域を415haから459haへ拡大し、平成23年度より下水道整備を開始しています。

今後も、河川等の水質保全、美しく快適な居住環境の確保に向け、実情に即して計画区域の見直しを行いながら、公共下水道事業を計画的に推進する必要があります。

汚水処理施設については、供用開始から20年以上が経過しており、年々維持管理費が増大しているため、それらの経費削減等に努める必要があります。

また、汚水処理場の機械等の改修を行い、施設の適正管理に努めていく必要もあります。

下水道未接続世帯等に対して、下水道の必要性の周知とともに、加入促進を図り、接続率の向上に努める必要があります。

また、町村合併時の下水道使用料の相違については、平成21年度から使用料の改定を行い、平成23年度から町内統一料金となっています。

施策の方針

美しく快適な居住環境づくりと河川等の水質保全を一層進めるため、町全域における汚水処理施設の整備及び下水道への加入・普及促進に努めます。

施策の内容

（1）公共下水道事業の推進

佐賀東部中核工業団地の整備を中心に鋭意事業を進めていきます。

また、農業集落排水処理施設統廃合事業に伴い、適正な全体計画及び事業認可の変更を行い、処理場の増設工事と管渠の整備を進めていきます。

（2）農業集落排水施設の適正管理

前川、西部、横田処理場については供用開始から20年以上が経過しており年々維持管理費が増大しているため、公共下水道への接続を行います。

箱川処理場においては、平成 23 年度から平成 25 年度の間に機能強化事業を行い、施設の適正管理に努めていきます。

(3) 合併処理浄化槽の設置

集合処理に適さない下水道区域内の一般家庭への合併浄化槽設置の助成を行っていきます。

(4) 下水道事業の健全運営


下水道接続の啓発活動を行い、接続率を高め、下水道使用料の増収に努めます。

また、下水処理場の機能強化、長寿命化等により施設の適正管理に努めます。

(5) 下水処理水及び下水道汚泥の有効活用

三神汚泥処理センターにて下水汚泥等のリサイクル等を推進し、有効活用を図っていきます。

成果指標

指 標 名	単位	平成 23 年度 (実績)	平成 29 年度 (目標)
公共下水道事業計画区域面積	ha	459	685
汚水処理人口普及率	%	97.8	98.0
下水道・排水処理施設の整備状況に関する町民の満足度	%	63.7	

注) 町民の満足度は、住民アンケート調査で「満足」と「どちらかといえば満足」と回答した町民の割合。

4. 廃棄物処理等環境衛生の充実

現状と課題

本町のごみ処理は、脊振共同塵芥処理組合において広域的に行っており、神崎市に設置された脊振広域クリーンセンターにおいて焼却処理及びリサイクル等を行っています。

平成19年度に策定した一般廃棄物処理基本計画に基づき、広域的なごみ処理・リサイクル体制の充実やリサイクルセンターの増設を進めるとともに、町民への啓発活動を推進しながら、ごみ分別の徹底やごみの減量化、リサイクル等の促進に取り組んできました。

しかし、分別排出されたごみの中には、再資源化が可能な物が多く混在しており、全体的なごみの排出量も依然として減少せず、ごみ分別の徹底や減量化・リサイクル等の促進が一層求められる状況にあります。

そのためには、啓発活動をはじめ、古紙等の集団回収やEMボカシ肥[※]の購入への補助、リサイクルセンターの活用等を通じて排出者責任による分別の徹底を図るとともに、ごみ減量・リサイクルの取り組みを積極的に推進していく必要があります。

また、し尿処理については、三神地区環境事務組合において広域的に行っており、神崎市に設置された三神地区汚泥再生処理センターで処理しています。

本町では下水道の整備が進んでいますが、し尿汲み取りに依存する状況は依然として続いていることから、今後とも、広域的連携のもと、適正な処理に努める必要があります。

葬祭公園については、周辺自治体との連携を図り、広域葬祭公園の整備について検討、推進する必要があります。

施策の方針

循環型社会の形成に向け、一般廃棄物処理基本計画に基づき、広域的なごみ・し尿処理体制の充実を進めながら、全体的なごみの排出量の減量を目指し、ごみ分別の徹底や減量化・リサイクル等の3R運動[※]を促進します。

[※] EMボカシ肥：生ごみなどの有機物をEM菌（有用微生物群）により発酵させ肥料化したもの

[※] 3R運動：リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生使用）運動

施策の内容

(1) ごみ処理・リサイクル体制の充実

- ① リサイクルセンターへの資源物搬入量増加へ向け、町民への啓発を継続的に行います。
- ② 脊振共同塵芥処理組合による収集・処理・リサイクル体制の充実を図ります。
- ② 町内におけるリサイクルの新たな拠点施設の設置を計画、推進します。

(2) 3R運動の促進

啓発活動の推進を継続し、古紙等の集団回収や生ごみの排出抑制及び堆肥化への支援等を通じ、町民の自主的な3R運動を促進し、ごみを出さないライフスタイル^{*}の構築を目指します。

(3) し尿処理体制の充実

許可業者への指導等により実情に即した収集体制の充実に努めるとともに、広域的連携のもと、三神地区環境事務組合による処理体制の充実を図ります。

(4) 葬祭公園整備の検討・推進

周辺自治体との連携のもと、広域葬祭公園の整備について検討・推進します。

成果指標

指 標 名	単位	平成 23 年度 (実績)	平成 29 年度 (目標)
リサイクルセンターへの資源ごみ搬入量	t/年	266	280
古紙等集団回収量	t/年	35	50

^{*} ライフスタイル：生活様式

5. 公園・緑地の整備

現状と課題

本町には、佐賀東部緩衝緑地や三田川中央公園などの都市公園が計4か所や東脊振北部農村公園などの農村公園が計12か所整備されています。また、平成20年3月には永山水辺公園を整備しています。

町民1人当たりの都市公園面積をみると、約21.94㎡(平成23年度末)で、全国平均の9.8㎡、県平均の11.4㎡(平成23年度末)よりも高い水準となっていますが、そのうち吉野ヶ里歴史公園が14.94㎡と大半を占め、実質的には7.00㎡となっています。

今後、高齢者の健康・生きがいつくり・交流の場、子どもの安全な遊び場、町民のいこいの場として、公園利用者の増大が予想されるとともに、町民の健康志向の高まりや防災に対する意識の高揚などにより、公園に求められる機能も一層多様化していくことが見込まれることから、だれもが利用しやすい魅力ある公園の整備と適正な配置が必要となっています。

また、既存公園の施設・設備の老朽化への対応や管理体制の充実も求められています。

一方、都市化の進展に伴い空地や農地が減少する中で、町民の生活にやすらぎやうるおいをもたらす身近な緑の確保も重要になっており、学校や道路などの公共施設にグリーンカーテン^{*}の設置や花苗の配布を継続的に実施し、民有地における緑化の推進を図っていくことが必要です。

施策の方針

高齢者の健康、スポーツ・レクリエーションの場、いこいの場、子どもの安全な遊び場の確保と防災機能の向上、花と緑に包まれた快適な環境づくりに向け、緑の基本計画の策定のもと、公園・緑地の適正な維持管理と整備及び緑化を推進します。

施策の内容

(1) 公園・緑地整備に関する指針の策定

公園・緑地の整備及び緑化を総合的、計画的に推進するため、その指針となる緑の基本計画の策定を図ります。

^{*} グリーンカーテン：植物を建築物の外側に生育させ建築物の温度上昇抑制を図るもの

(2) 安全で利用しやすい公園・緑地整備と適正配置

町民の健康志向や防災意識の高まりなどに配慮した魅力ある公園・緑地、親水空間づくりに努めるとともに、だれもが身近にかつ気軽に利用できるよう適正な配置に努めます。

(3) 既存公園の整備と管理体制の充実

老朽化への対応や利用率の向上に向け、既存公園施設・設備の整備充実を計画的に進めるほか、地域住民や各種団体、民間企業等による公園・緑地等の維持管理を促進します。

(4) 緑化の推進

関係機関と連携しながら、公共施設の緑化を計画的に推進し、町民の緑化・美化への意識啓発を行いながら、町全体で美しいまちづくりを進めていきます。

成果指標

指 標 名	単 位	平成 23 年度 (実績)	平成 29 年度 (目標)
都市公園面積	ha	46	56

6. 消防・防災の充実

現状と課題

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大地震により、大規模災害への備えをはじめとする消防・防災体制の一層の充実が強く求められている状況にあります。

そのような中で、本町においては、平成 19 年度に今後の防災全般の総合的な指針となる吉野ヶ里町地域防災計画を策定しましたが、町の地域性を踏まえ、より実態に即したマニュアルづくりに向けた再検証を実施、その周知徹底に努めている状況にあります。

今後、この計画に基づき、町民が一体となった総合的な防災体制を早期に確立するとともに、平成 22 年度に防災行政無線を整備し、有事の際において全町民へ速やかに情報伝達できる体制を構築しました。今後は、避難勧告等町民が安全かつ速やかに避難ができるよう発令基準の再検証を行い、特に山間部等防災の重要性が増している地域における自主防災体制の整備及び防災関係機関との連携強化を図り、災害を未然に防止するために必要な治山・治水対策を進めていくことが重要となっています。

次に、防災行政の基盤となる消防体制について、非常備消防である消防団に関し、水防時の安全確保のためにライフジャケット^{*}を購入するなど団員の安全確保対策の整備に努めています。また、若年人口の減少や就業形態の多様化による団員数の減少や高齢化が進む中、昼間の消防力の低下が危惧されており、地域における各家庭への広報活動や区長会への依頼、町広報紙へ掲載する等消防団の PR 活動をより一層推進していかなければなりません。加えて、大規模な山林火災やヘリコプターなどの航空機の事故等不測の事態への備えとして、防衛省補助事業等を活用して計画的に消防車両の更新を行うなど、今後も消防装備の強化・充実を図っていく必要があります。なお、平成 25 年度において常備消防の広域化に伴い神埼地区消防事務組合が佐賀広域消防局へ合併・統合及び吉野ヶ里町内に出張所が設置されることが決定されるなど、近年の火災発生要因の複雑・多様化に対応した相互の連携強化を含め、さらなる体制の充実が求められています。

さらに、近年、北朝鮮の核保有や弾道ミサイル開発、中国の急速な軍事力強化などアジア圏での軍事バランスが大きく変動している中で、武力攻撃等の緊急事態への対応も自治体の責務の一つとなっており、平成 19 年度に策定した国民保護計画に基づき、関係機関との連携強化を進めていく必要があります。

^{*}ライフジャケット：救命胴衣

ます。

施策の方針

あらゆる災害や危機に強い安全・安心なまちづくりに向け、地域防災計画や国民保護計画に基づき、危機管理体制の充実を図ります。

施策の内容

(1) 消防団の充実

- ① 地域住民の理解と協力を得ながら、消防団及び行政が一体となって団員確保に努めるとともに、昼間消防力の維持・強化に向けた機能別分団の整備検討及び女性消防団員の募集強化を推進し、研修・訓練による団員の資質向上に努め、消防団の充実を促進します。
- ② 老朽化や能力不足等の状況に応じ、消防ポンプ・自動車や詰所をはじめ、施設・設備の計画的な更新を図ります。

(2) 常備消防・救急体制の充実

広域的連携のもと、職員の資質向上や施設・設備の充実等を進め、平成25年度より神埼地区消防事務組合が佐賀広域消防局に合併・統合され、新たに町内に消防署出張所が開設されるなど、今後も常備消防・救急体制の整備をより一層推進します。

(3) 消防水利の整備

多様な消防水利の確保に向け、消火栓や防火水槽以外にも河川や水路の整備を進め、さらなる消防水利の確保を図ります。

(4) 総合的な防災体制の確立

吉野ヶ里町地域防災計画に基づき、町及び防災関係機関、町民が一体となった総合的な防災体制の確立を進めます。特に、町民の防災意識の啓発を行いながら地域防災の要となる自主防災組織の育成を重点的に進めるとともに、関係部署、民生委員・児童委員、地域と連携した要援護者の把握など災害時要援護者避難支援体制の整備、避難路・避難場所の周知徹底を図ります。

(5) 武力攻撃等緊急事態対策の推進

武力攻撃等の緊急事態に対処するため、国民保護計画に基づく情報の提供、関係機関の連携協力などの施策を推進します。

(6) 治山・治水対策の促進

水害や山地災害を未然に防止するため、関係機関との連携のもと、田手川の整備をはじめとする河川改修の促進、急傾斜地の崩壊防止など、治山・治水対策を促進します。

成果指標

指 標 名	単位	平成 23 年度 (実績)	平成 29 年度 (目標)
消防団員数	人	445	470
無蓋防火水槽数	基	4	3
有蓋防火水槽数	基	97	98
消火栓数	基	245	248
火災や災害からの安全性に関する町民の満足度	%	39.2	

注) 町民の満足度は、住民アンケート調査で「満足」と「どちらかといえば満足」と回答した町民の割合。

7. 防犯・交通安全の充実

現状と課題

子どもや高齢者などが被害者となる凶悪犯罪の発生、高齢者などを狙った犯罪の多様化・巧妙化を背景に防犯体制の強化が強く求められています

本町では、警察などの関係機関・団体と連携し、啓発活動の推進や青色回転灯付公用車による防犯パトロールの実施、PTAや老人クラブ、またボランティア団体等の各種団体による防犯パトロール活動の促進に努めています。

また、区長会などの協力を得て、年約40基程の防犯灯の設置を行っています。

今後、多様化・巧妙化する犯罪を未然に防止するため、防犯設備の一層の充実を図り、一人ひとりの防犯意識の高揚や自主的な防犯活動の促進に努め、安全で住みよい地域環境の確保を図っていく必要があります。

一方、交通事故は全国的に減少傾向にありますが、高齢者の死亡事故の割合が高く、その安全対策の強化が強く求められています。

本町では、交通事故の発生を防止するため、各期交通安全運動期間中、警察、交通安全協会などの関係機関・団体等と連携し、主要道路またショッピングセンター等で、「交通安全キャンペーン」を実施、また交通安全教室の開催等を行い町民の交通安全意識の高揚に努めるとともに、道路反射鏡や道路照明灯などの交通安全施設の整備を進めています。

今後とも、町民のだれもが、交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、子どもから高齢者まで、年齢層に応じた交通安全教育を実施しマナーの向上を図るとともに、交通安全施設の整備を引き続き進めていく必要があります。

施策の方針

犯罪や交通事故のない安全で住みよいまちづくりに向け、関係機関・団体が一体となって、防犯意識の高揚、交通安全対策の一層の充実を図ります。

施策の内容

(1) 防犯意識の高揚と防犯体制の充実

安全で住みよい地域社会実現のため、警察などの関係機関・団体と連携して啓発活動や防犯教育及び防犯パトロール活動を推進し、町民の防犯意識の高揚や防犯活動の促進を図るほか、関係機関と連携し、防犯体制の充実を図

ります。

(2) 防犯設備の整備

犯罪を誘発する恐れのある環境を改善するため、区長会などと連携して、今後とも防犯灯などの防犯設備の整備を進めます。


(3) 交通安全意識の高揚

交通事故の発生を防止するため、警察や交通安全協会との連携による交通安全教室、講習会などを通じて、子どもから高齢者まで、年齢層に応じた交通安全教育を実施するとともに、関係機関と連携して年4回の交通安全運動を展開し、町民の交通安全意識の高揚を図ります。

(4) 交通安全施設の整備

交通の安全を確保するため、ガードレールや道路反射鏡、道路標識等の交通安全施設の設置を総合的かつ計画的に進めます。

成果指標

指 標 名	単 位	平成 23 年度 (実績)	平成 29 年度 (目標)
防犯、交通安全施設整備の状況に関する町民の満足度	%	29.1	

注) 町民の満足度は、住民アンケート調査で「満足」と「どちらかといえば満足」と回答した町民の割合。

第3章 人と歴史・文化が輝くよしのがり

1. 学校教育の充実

現状と課題

平成24年5月現在、本町には、町立の幼稚園が1園（ほか私立2園）、小学校が2校、中学校が2校あります。学習指導では、町独自の臨時教師の配置により少人数やチーム・ティーチング*授業が定着するとともに、電子黒板導入や小学校へのALT*の配置、研究授業の成果を基とした創意的な指導方法により、活気のある授業が展開されています。また、児童・生徒の読書量が格段に増加し、三田川中学校と東脊振小学校が「読書活動優良校」として文部科学大臣表彰を受けました。

人権教育では、外部講師による「ふれあい道徳」や「命の授業」など、心の教育の充実を図りました。また、学校での生活や交友関係等について定期的にアンケート調査を実施するなど、実態に応じた取り組みを強化しました。

特別活動においては、小学校は田植えや稲刈り、餅つきなどの体験活動を、中学校は町内の企業等の協力を得て職場体験活動を行いました。

全国学力テストの結果は、学力が上位と下位に二極化しています。この状況を踏まえると、低位の児童・生徒対策の授業づくりと個別指導や補充指導の徹底が必要となっています。なお、学力定着の基礎となる生活面での課題も大きく、基本的な生活習慣の確立と、家庭学習時間不足の解消が必要です。知・徳・体の調和のとれた成長を図るため、教科指導や部活動、ボランティア活動など総合的に取り組むとともに、家庭との連携を強める必要があります。

不登校や問題行動については、定期的な調査と臨床心理士などによる教育相談により予防に努めてきました。また、児童・生徒指導において、学校が危機意識を持つとともに、関係機関との連携強化による指導体制の強化を図ってきました。

東脊振幼稚園は、預かり保育を開始し、希望者への保育時間を延長しました。入園児が減少する傾向にあり、より充実した保育とPRを図る必要があります。

教職員の資質向上に関しては、学校訪問や文科省・県の研究指定などの、学校をあげた研究により、授業力の向上が図られるよう努めました。また、小

* チーム・ティーチング：複数の教師が協力して教育指導にあたる方式

* ALT：外国語指導助手

中連携の交流と相互理解が進み、中1ギャップの解消が図られつつあります。

I C T^{*}利活用・小学校英語教育など指導方法の劇的変化が進みつつある中、教職員間でその対応には温度差があります。県が行う研修以外に、本町の特色ある教職員の研修会を実施するとともに、資質向上に積極的な教職員を確保するように努めていく必要があります。

開かれた学校づくりについては、情報公開の原則から「学校だより」、「はなまる通信」などを通じた情報公開に取り組んできましたが、さらに地域と共に歩む学校づくりに力を入れる必要があります。

学校施設については、小中学校の耐震化をはじめ、空調設備設置・エレベーター設置など施設の充実が図られました。東脊振小学校と三田川小学校では太陽光発電装置が設置でき、児童の環境教育の推進に寄与しています。校庭については三田川小学校・東脊振幼稚園は全面が、東脊振小学校では一部に芝生化ができました。両中学校のグラウンドは利用上において排水や広さなどの課題があり、計画的に整備を行なう必要があります。

また、三田川小学校・三田川中学校・東脊振中学校の3施設は建設後40年前経過しており、非構造物の経年変化による劣化が目立つ状況にあります。各学校施設の部分的改修を継続的に行っていく必要があります。

情報化について、小中学校の教職員へのパソコン配置を行い、電子黒板は小中学校ともに各学年に1台と特別教室用に計33台の配置ができました。また、小中学校では、校内LAN^{*}整備を行っていますが、教育委員会とのネットワーク化が未整備であることから、県と市町との教育ネットワーク構築とともに、町内学校施設の校務・教務等の情報効率化のためのネットワーク化が必要となっています。また、4小中学校の内、3校のパソコン教室のデスクトップ型パソコンは更新時期が来ています。

小学生の防犯ブザーは、ほぼ全員が所持しており、下校時の安全ボランティアや広報車での見回りの強化を図り、学校で危機管理マニュアルの見直しが行われました。

さらに、青少年育成町民会議の活動を通じて、町全体の安心・安全につながり、学校と地域の連携を強化しました。

※ I C T : 情報通信技術

※ L A N : ローカルエリアネットワークの略。施設内程度の規模で用いられるコンピュータネットワーク

施策の方針

子どもたちが、明日の本町を担う人材として成長していくことができるよう、生きる力の育成を重視した特色ある教育活動の推進や学校施設の整備をはじめ、総合的な学校教育環境の充実に努めます。

施策の内容

(1) 生きる力を育む教育活動の推進

- ① 生きる力の基礎を培う幼児教育の重要性を踏まえ、幼稚園における指導体制・教育内容の充実、幼保小の連携強化を図ります。
- ② 確かな学力の育成に向け、少人数教育など指導体制の充実、小中及び4校の連携強化のもと、本町の特性・資源、人材等の地域の教育力を活用した特色ある教育の充実、言語活動、読書活動の充実を図ります。また、小中一貫したALTを活用した英語教育・国際理解教育をはじめ、ICT利活用教育、環境教育、特別支援教育など社会変化に対応した多様な教育の充実を図ります。
- ③ 豊かな人間性の育成に向け、生徒指導や道徳教育、人権教育、福祉教育をはじめ、児童会・生徒会の交流、吉野ヶ里遺跡や歴史的・文化的素材を題材としたふるさと学事業の充実を図り郷土愛を育みます。また、学校・教育委員会・家庭・地域の連携強化のもと、いじめや不登校、問題行動への多角的対応の充実を図ります。
- ④ 健康・体力の育成に向け、健康教育の充実をはじめ、関連部門が一体となった食育の推進、部活動の充実、給食体制の充実を図ります。

(2) 教職員の資質の向上と信頼される学校づくり

- ① 教職員の研修や研究活動の充実等を促進し、教育専門職としての使命感や実践力の向上を促します。
- ② 学校経営に関する外部評価の実施・公表等を通じ、信頼される学校づくりを進め、地域と共に歩む環境づくりを行います。

(3) 学校施設・設備の整備と補修

- ① 耐震化や老朽化への対応、非構造物の耐震化、安全管理の強化、バリアフリー化^{*}に向け、学校施設の整備と補修を計画的に推進します。
- ② ICT利活用教育のための電子黒板の全教室への導入、タブレットパ


^{*} バリアフリー化：無障壁化。活動の支障となる物理的な障がいや精神的な障壁を取り除くこと

ソコン[※]の導入など、教育内容の充実に即した設備等の整備を図ります。

(4) 総合的な安全対策の推進

通学路の点検と道路改修を進め、安全な登下校を確保します。青色回転灯付公用車によるパトロールの強化、各種団体によるパトロールの充実促進等により、登下校時の安全対策の一層の強化を進めるとともに、学校における避難訓練の実施や防犯施設・設備の整備を行うなど、総合的な安全対策を推進します。

成果指標

指 標 名	単 位	平成 23 年度 (実績)	平成 29 年度 (目標)
電子黒板の全教室への配備	%	40	80
子どもの教育環境に関する町民の満足度	%	30.9	

注) 町民の満足度は、住民アンケート調査で「満足」と「どちらかといえば満足」と回答した町民の割合。

※ タブレットパソコン：タッチパネル式の入力・表示装置を備えたパソコン

2. 生涯学習社会の形成

現状と課題

人々の生活様式や価値観の多様化が進む中、だれもが、いつでも・どこでも主体的に学ぶことができ、その学習成果を地域社会に還元し、地域の活性化につなげていくような生涯学習社会の形成が望まれています。

本町では、総合文化センター建設に向けて、図書の蔵書管理システムを導入、さらには建設計画方針を作成し、建設に向けて鋭意努力をしています。

また両公民館を中心に町民の各層を対象とした教室、イベントなどの各種事業を展開しながら、自主的に取り組む生涯学習の機会を提供することに努めています。

しかし、生涯学習は、学校教育、社会教育、家庭教育、芸術文化活動だけではなく環境問題・就業問題についての学習や地域活動など個人・団体が行うあらゆる学習活動が含まれます。そのような多岐にわたる町民のニーズに応えられる体制づくりが求められており、引き続きハード・ソフト両面からの効率的かつ効果的な取り組みが必要となっています。

このため、本町の生涯学習の拠点となる新たな施設の整備を進めるとともに、町民の学習ニーズを常に把握しながら、指導者の確保や情報の提供、特色ある講座・教室の企画・開催等を行い、町民一人ひとりが自発的意志に基づいて学び続けることができる環境づくりを進めていく必要があります。

施策の方針

町民一人ひとりが自己を高めるために、各自に適した方法で、継続的な学習活動ができ、その成果が本町のまちづくりや地域社会に貢献できるような生涯学習環境の整備に努めます。

施策の内容

(1) 生涯学習関連施設の整備

地域の歴史・文化の発信と創造をはじめ、情報の受信・発信、生涯学習、交流、人材育成の場などの多面的な機能を持ち、文化ホール・図書館・生涯学習センターから構成される複合的な総合文化センター（仮称）の整備を図ります。

(2) 指導者の育成・確保と有効活用

人的ネットワークや学習環境づくりの充実に向け、人材把握による吉野ヶ里町人材バンク登録制度への登録者の増加を促すとともに、登録人材の積極的な活用を図ります。

(3) 学習情報の提供

広報紙「よしのがり」、ホームページ等による広報活動をはじめ、自治会広報掲示板への掲載による情報発信を図ります。


(4) 特色ある講座・教室の企画・開催

学習の多様化・高度化の要望に応えるため、社会情勢の変化や町民意識調査、アンケート調査等により「参加したい学習内容」を把握し、特色ある講座・教室の企画・開催を図ります。

(5) 関係団体等の育成

事業の協働や支援等を通じて、社会教育団体の育成に努めます。また、各社会教育団体の相互の連携を支援します。

成果指標

指 標 名	単位	平成 23 年度 (実績)	平成 29 年度 (目標)
図書登録カード（発行者数）	人	2,090	2,700
生涯学習・文化活動や施設整備の状況に関する町民の満足度	%	23.1	

注) 町民の満足度は、住民アンケート調査で「満足」と「どちらかといえば満足」と回答した町民の割合。

3. スポーツの振興

現状と課題

本町のスポーツ活動は、体育協会、スポーツ少年団（小学生）、少年スポーツクラブ（中学生）などの組織を中心に展開されており、各種のスポーツ活動が活発に行われています。

町では、引き続きこれら町民主体のスポーツ活動の支援をはじめ、スポーツ施設の整備充実、各種スポーツ大会の開催など、スポーツの振興に向けた条件整備に努めていきます。

スポーツ施設としては、三田川武道館、さざんか武道館、町民温水プール、児童体育館、三田川中央公園（野球場、テニスコート、多目的広場）、丸山球場、東脊振運動公園テニスコート、学校体育施設（開放）などがあり、活発に利用されていますが、平成 24 年度には利用者の利便性を図るべく、特に老朽化が問題となっていた児童体育館の大規模な改修工事を行いました。その他の施設についても、今後計画的に整備充実させる必要があります。

また、近年町民の健康に関する意識が一層高まる中、スポーツニーズは増大・多様化の傾向にあり、ニュースポーツの普及をはじめ、幅広い年齢層の町民が生涯にわたってスポーツ活動を行うことができる環境づくりが一層求められています。

このため、各スポーツ施設の整備充実及び管理運営体制の充実を進めるとともに、各種スポーツ団体・クラブや指導者の育成、人生の各期に応じたスポーツ活動の普及など、スポーツ活動の場と機会の充実を進めていく必要があります。

施策の方針

すべての町民が生活の一部としてスポーツ活動や健康づくり活動を行うことができるよう、スポーツ活動の場と機会の充実に努めます。

施策の内容

(1) スポーツ施設の整備充実・有効活用

町民が安全で快適にスポーツ活動を行えるよう、老朽化の状況や利用ニーズを勘案し、各種スポーツ施設・設備の整備充実を計画的に進めていくとともに、管理運営体制の充実を図り、有効活用に努めます。


(2) スポーツ団体、指導者の育成

- ① だれもが参加できる地域の新たなスポーツ活動の場として、総合型地域スポーツクラブ※の設立を目指し、スポーツ推進委員会、社会教育課、町民有識者等により検討委員会を立ち上げ、定期的に委員会を開催し、吉野ヶ里町に合ったクラブモデルの検討、クラブ運営の要となるクラブマネージャーの発掘、クラブ運営の方法論等を検討します。
- ② 多様化するスポーツニーズに対応できるよう、スポーツ推進委員などの指導者の育成・確保に努めます。

(3) 多様なスポーツ活動の普及促進

- ① 幅広い年齢層が気軽に参加できるニュースポーツから競技スポーツまで、多様なスポーツの振興に向け、体育協会等と連携し、各種スポーツ大会・教室等の内容充実及び運営体制の充実を図り、参加促進に努めます。
- ② 各地区の体育推進活動を促進し、地域ぐるみのスポーツ活動の活発化を促していきます。
- ③ 地区対抗スポーツ大会の競技内容を検討協議し、大会主旨であるスポーツの振興と町民の融和、親睦並びに健康増進を達成するため、町民のスポーツニーズを把握するとともにスポーツ推進委員の協力を得ながら、新規大会を実施していきます。

成果指標

指 標 名	単 位	平成 23 年度 (実績)	平成 29 年度 (目標)
社会体育施設利用者数	人/年 (延べ)	132,340	135,000
スポーツ活動や施設整備の状況に関する町民の満足度	%	27.2	

注) 町民の満足度は、住民アンケート調査で「満足」と「どちらかといえば満足」と回答した町民の割合。

※ 総合型地域スポーツクラブ：地域住民だれもが気軽に参加でき、多様なスポーツ活動が行える自主運営型・複合型のスポーツクラブ

4. 歴史・文化の継承と創造

現状と課題

芸術・文化活動は、人々に精神的な豊かさや感動を与えるとともに、いきいきとした、うるおいのある生活に重要な要素であり、町の活性化と密接に結びついています。

本町では、文化協会が中心となって、公民館等を利用した町民主体の芸術・文化活動が展開されており、町では、これら町民主体の芸術・文化活動を支援しているほか、文化協会と連携して各種の文化行事を展開し、芸術・文化の振興に努めています。こうした中、新しい文化活動も育ってきている一方で、高齢化や参加者の減少により活動が停滞するサークルもみられます。

今後も、芸術・文化活動への支援を図り、だれもが気軽に芸術・文化にふれ、活動することができる環境づくりを進める必要があります。

また、本町は、全国的に注目を集めている日本最大級の環壕集落遺跡・吉野ヶ里遺跡をはじめ、日本最初の茶樹栽培地である霊仙寺跡、成富兵庫茂安が築造した蛤水道、石塔院や東妙寺などの由緒ある寺社、筑前街道や長崎街道等の歴史ある道、さらには各地域における伝統行事など、貴重な文化財が数多くあり、国9件・県11件・町7件計27件の指定物件があります。

しかし、これらの遺跡や文化財が、町民の中に理解されてはいないのが現状です。町民により広く・深く理解してもらうような機会を提供する必要があります。

これらの文化財は、長い歴史の中で生まれ、今日まで守り伝えられてきた本町の貴重な財産であることから、今後とも適切な保存・活用に努めるとともに、展示施設等の整備を図り、より多くの人々が本町の歴史や文化にふれあえる環境づくりを進めていく必要があります。

施策の方針

うるおいのある暮らしの確保と個性的な文化の継承・創造に向け、町民主体の芸術・文化活動を一層促進していくとともに、貴重な文化財の保存・活用を図ります。

施策の内容

(1) 芸術・文化団体、指導者の育成

町民主体の芸術・文化活動の一層の活発化を促進するため、文化協会をは

じめ各種芸術・文化団体の育成を図るとともに、指導者の育成・確保に努めます。

(2) 芸術・文化にふれる機会の充実

文化協会と連携しながら、町民の意向、施設のあり方を検討し、文化祭の内容充実をはじめ、文化講演会やコンサートをはじめとする魅力ある文化行事の企画・開催を進め、活動成果を発表する機会や多様な芸術・文化を鑑賞する機会の充実に努めます。

(3) 文化財の保存・活用

- ① 吉野ヶ里遺跡について、博物館の整備をはじめ、日本を代表する歴史公園として整備されるよう、県に働きかけていきます。
- ② 霊仙寺跡周辺の整備をはじめ、指定文化財の適切な保存・活用に努めるとともに、その他の文化財や埋蔵文化財についても町民の理解と協力を得ながら調査及び保存・活用を進めます。
- ③ 伝統行事や祭り等については、保存団体の育成及び地区伝統の支援等を通じてその保存・伝承に努めます。
- ④ 文化財に関する説明会や講座・教室、イベントの開催等を通じ、町民が文化財にふれあう機会の充実と文化財愛護意識の高揚に努めます。
- ⑤ 文化財展示施設の整備を図るために、建設予定の総合文化センター(仮称)などの活用を検討します。また、学校現場などへ資料の貸出や情報を提供します。

成果指標

指 標 名	単 位	平成 23 年度 (実績)	平成 29 年度 (目標)
文化協会加入サークル数	サークル	78	100

5. 青少年の健全育成

現状と課題

青少年を取り巻く環境は変化し、地域や家庭の教育力の低下を要因とした、精神的な自立の遅れや規範意識の低下または、犯罪の低年齢化、ひきこもり、いじめなど青少年をめぐる様々な問題が表面化しています。

本町では、青少年育成町民会議が中心となり、地区懇談会などを開催し、青少年の問題点を洗い出して、啓発活動やパトロール活動、環境浄化活動などの健全育成活動を企画・実施しているほか、生涯学習・スポーツ活動の一環として、子どもクラブ活動支援やボランティアによる読み聞かせ教室、子どもの居場所づくり、スポーツ活動の促進または、保護者の親育ちの観点から家庭教育に関する教室を開設したり、家庭教育支援員を配置し、きめ細やかな家庭教育支援を展開して、青少年の健全育成に積極的に取り組んでいます。

今日、家庭・地域の教育力低下が叫ばれている中、学校・家庭・地域が連携を深め、犯罪や様々な危険から青少年を保護する活動、さらには様々な体験活動を通じて交流する機会をつくり、施策を展開していくことで、教育力の向上につなげていく必要があります。

施策の方針

青少年健全育成活動は、未来につなぐまちづくりの観点から関係機関との連携を強化し、青少年を取り巻く環境浄化に努めるとともに、指導者の育成や支援、相談体制の充実を図ります。

施策の内容

(1) 青少年健全育成体制の充実

青少年育成町民会議を中心に、学校・家庭・地域、関係機関と連携し、自立心や規範意識、社会貢献への意欲を喚起する場づくりを推進します。

(2) 健全な社会環境づくりと安心安全な地域づくり

社会環境の点検や巡回パトロール、補導など、関係団体を中心とした有害環境の浄化や非行の防止、安全対策の強化に向けた各種の活動を促進するとともに、広報・啓発活動を通じて地域における声かけ運動やあいさつ運動を促進し、健全な社会環境づくりと安心安全の地域づくりに努めます。

(3) 家庭・地域の教育力の向上

- ① 家庭教育に関する講座・教室等の開催をはじめ、家庭教育支援員による広報・啓発活動や支援・情報提供の充実等を通じ、家庭における教育機能の向上を促進します。
- ② 放課後子ども教室の開催など、青少年の居場所づくりを進め、地域における教育機能向上を推進します。

(4) 青少年の体験・交流活動等の参画促進

青少年の体験・交流活動や地域活動、ボランティア活動等への参画機会の充実を図り積極的参画を促進します。

(5) 青少年団体、リーダーの育成

子どもクラブなど青少年団体の支援に努めるとともに、講座・教室の開催等を通じて各団体のリーダーの育成に努めます。

成果指標

指 標 名	単 位	平成 23 年度 (実績)	平成 29 年度 (目標)
家庭教育学級参加者数	人/年 (延べ)	2,240	2,500
青少年体験交流事業参加者数	人/年 (延べ)	989	1,500

6. 国内外との交流活動の促進

現状と課題

本町では、韓国の中学校と町内中学校との交流事業を行っていましたが、現在は、半島情勢の流動化により中断しています。外国人とのコミュニケーション能力を高めるため、英会話教室や韓国語教室の開催、県子どもクラブ主催の訪韓少年の翼への参加促進などを行い、国際化に対応した人材の育成や国際交流活動の展開に努めています。

今後、国際化がさらに進む中で、国際化に対応した人づくりや地域づくりが一層重要なものとなってくることが予想されることから、これらの取り組みの充実を図りながら、人材育成や町民主体の国際交流活動の展開が必要です。

また、毎年増加している外国人に対する今後の窓口の対応のあり方として、手続等が不便と感ずることがないよう窓口サービスの充実、居住する外国人や外国人観光客が行動しやすい環境整備等を積極的に進めていく必要があります。

また、地域間交流も、地域活性化の大きな契機となるものであり、貴重な歴史・文化資源や美しい自然をはじめとする本町の特性・資源を生かし、交流活動を促進していく必要があります。

施策の方針

地球交流の時代に対応し、人材の育成や国内外との多様な交流活動の促進、国際化に対応した環境整備に努めます。

施策の内容

(1) 国際性豊かな人材の育成

小中学校等におけるALTを活用した語学教育の充実、食文化など異文化にふれる機会の充実を図り、国際性豊かな人材の育成に努めます。

(2) 国際交流活動の促進

中断している交流事業の再検討を行い、町独自の新たな事業の可能性を探るほか、県等が行う各種国際交流事業への町民の積極的な参加を促進します。


(3) 国際化に対応した環境整備

多言語版による窓口案内のサービス、情報提供、相談窓口を設置し、充実した窓口サービスに努めます。

(4) 地域間交流活動の促進

国内の自治体や民間団体等との文化・教育・スポーツ・経済など各分野での活発な交流を推進し、地域の活性化、人材育成を図ります。

成果指標

指 標 名	単位	平成 23 年度 (実績)	平成 29 年度 (目標)
国内外との交流活動の状況に関する町 民の満足度	%	12.5	

注) 町民の満足度は、住民アンケート調査で「満足」と「どちらかといえば満足」と回答した町民の割合。

第4章 活力とにぎわいあふれるよしのがり

1. 観光の振興

現状と課題

本町には、吉野ヶ里歴史公園をはじめとする歴史・文化資源や千石山のさざんかに代表される自然資源はもとより、道の駅吉野ヶ里「さざんか千坊館」や、ひがしせふり温泉『山茶花の湯』、トム・ソーヤの森、脊振千坊聖茶まつり、「夏」ふれあい祭り、吉野ヶ里ふるさと炎まつりなどのイベントや祭り、さらには栄西茶、吉野ガーリックや味噌・醤油、イチゴ、タケノコなどの特産品等々、多彩な観光・交流資源があります。

また、現在整備中の五ヶ山ダムについても、町北部における観光・交流拠点としての活用が期待されています。

平成18年の「さざんか千坊館」、「山茶花の湯」のオープンや、平成22年3月から始まった「吉野ヶ里夢ロマン軽トラ市」の開催に伴い観光客は大幅に増加し、平成20年以降は110万人を超える観光客数で推移しています。しかし、ほとんどが日帰り観光客という状況にあり、町全体で観光客を受け入れる体制づくりや吉野ヶ里歴史公園一点通過型観光からの脱却をはじめ、個々の観光・交流資源の吸引力の向上、東脊振トンネルの開通などの地の利を生かした誘客、食やふれあい、体験を求める観光ニーズへの対応など、総合的な対応が求められています。

このため、観光戦略計画に基づき平成23年4月に「吉野ヶ里町観光みらい会議」を立ち上げ、自分たちの“まち”を再発見し、みんなで取り組む観光まちづくりのための活動を開始しています。

今後は、吉野ヶ里歴史公園だけではなく、吉野ヶ里町全体が観光の魅力を持つようなまちづくりを展開できるよう、観光戦略計画に沿って具体的なプロジェクトを進めていく必要があります。

施策の方針

町民と一体となって「観光まちづくり」を進めるため、吉野ヶ里歴史公園の充実を促進するとともに、観光戦略計画に基づき、推進体制の整備を図りながら、観光地としての魅力の一層の向上や、近隣都市圏等からの集客に向けた多面的な取り組みを推進します。

施策の内容

(1) 吉野ヶ里歴史公園の充実促進

吉野ヶ里歴史公園について、博物館の整備をはじめ、日本を代表する歴史公園としての整備及び観光・交流機能の強化を国・県に働きかけていくとともに、吉野ヶ里夢ロマン軽トラ市や吉野ヶ里ふるさと炎まつり等のイベントとタイアップして、本町の観光・交流の核として一層活用していきます。

(2) 観光戦略推進体制の整備

- ① 観光客動向調査の分析や、観光客へのアンケート調査の実施など、観光動向の把握に努めます。
- ② 観光戦略を推進する中核組織として、地元主体で構成される観光みらい会議メンバーの裾野を広げ増員を図り、ネットワーク形成の充実に努めます。
- ③ 町民自らが観光客に町のよさを語れるようにするため、町民ボランティアガイドの育成や登録制度の創設、本町に愛着を持つ町外サポーター制度の導入、町民のおもてなし力の向上に向けた取り組みの推進など、「観光まちづくり」をみんなで支える仕組みの構築に努めます。

(3) 観光地としての魅力を高める戦略の推進


- ① 各資源をつなげるテーマや物語の発掘や回遊できる観光ルートの設定、町北部における観光・交流拠点となる五ヶ山ダム周辺の積極的活用、さらには祭り・イベントの充実など、既存観光・参加型の観光交流資源の魅力向上に向けた取り組みを進めます。
- ② 観光みらい会議発案の「お茶ピザ」をはじめとして、地元産品を活用した加工品や郷土の伝統料理が、ご当地グルメとして定着するよう取り組みを進めます。また、観光農園等の体験型プログラム構築に努め、滞在型観光が展開できるようグリーンツーリズムを促進し、地域産業と連携した観光を目指します。
- ③ 観光客が安心して観光できるよう、わかりやすいユニバーサル・デザイン^{*}のサイン導入を進めます。サイン整備にあたっては、景観に配慮した整備に努めます。

^{*}ユニバーサル・デザイン：はじめからすべての人が使いやすいように施設や建物、空間などをデザインすること

(4) ニーズをとらえ、人を呼び込む戦略の推進

- ① 本町の知名度の向上及び近隣都市圏からの集客に向け、様々なメディアや機会を活用し、情報発信・PR活動等を推進します。
- ② 神崎市や佐賀市などの周辺観光地と組み合わせた観光ルートの設定や、周辺自治体と一体となったPR活動の推進など、広域的な観光振興の取り組みを進めます。
- ③ 九州新幹線開通や吉野ヶ里公園駅の特急停車を活用し、JR九州や航空会社、旅行会社などとタイアップし、魅力的な旅行商品の開発・販売促進に努めるほか、体験型修学旅行や外国人向けの旅行などの誘致に努めます。

成果指標

指 標 名	単 位	平成 23 年度 (実績)	平成 29 年度 (目標)
吉野ヶ里町の観光客数	千人	1,194.5	1,273
観光・レクリエーション基盤の整備状況 に関する町民の満足度	%	28.5	

注) 町民の満足度は、住民アンケート調査で「満足」と「どちらかといえば満足」と回答した町民の割合。

2. 農林業の振興

現状と課題

本町では、佐賀平野を形成する肥沃な平坦地と中山間地域に開けた耕地を利用し、古くから米麦作を中心とした農業が営まれ、現在、米、麦、大豆の生産をはじめ、茶栽培、イチゴやアスパラガスなどの野菜生産、ミカンなどの果樹栽培、さらに畜産などが行われています。

平成 23 年の本町の総農家数は 587 戸で、うち販売農家数は 498 戸、経営耕地面積は 774ha となっています。

本町ではこれまで、関係機関・団体と連携し、土地改良事業等による生産基盤の整備や担い手の育成をはじめ、多様な農業振興施策を推進し、着実に成果を上げてきました。平成 18 年度には、担い手として、9 つの集落営農組織が設立され、集落営農や法人を中心に経営面積の拡大が図られています。

このような状況の中、農業を取り巻く情勢は依然として厳しく、農業従事者の減少や高齢化、後継者不足、これらに伴う中山間地域を中心とする遊休農地・耕作放棄地の増加、さらには有害鳥獣による被害の増加といった問題が一層深刻化してきており、これらを踏まえた総合的な対応が求められています。

このため、今後は、関係機関・団体との連携を一層強化し、農業生産基盤の充実を進めながら、人・農地プランに基づき、意欲と能力のある担い手の育成を集中的・重点的に進めるとともに、生産性の一層の向上や高品質化、特産品の開発、6 次産業化[※]等を促進していく必要があります。

また、環境保全型農業や地産地消の促進、都市との交流の促進、さらには有害鳥獣対策の強化など、多面的な取り組みを一体的に推進していく必要があります。

その他、T P P[※]問題に関しては、町内の農業への影響も避けられないことから、今後も注視していく必要があります。

一方、森林は、木材生産機能をはじめ、水源のかん養や山地災害の防止、生活環境の保全など多面的機能を有しています。

本町は、北部の山間地域を中心に森林が総面積の約半数を占めており、そのうち約 4 割が民有林で、スギ、ヒノキ等の人工林が形成されています。

これらの人工林は、間伐など適切な保育が必要な状況にあります。

※ 6 次産業化：第 1 次産業に関わる農林水産業者が、第 2 次産業の加工、第 3 次産業の流通・販売にも一貫して取り組むこと

※ T P P：環太平洋戦略的経済連携協定。貿易自由化を目指す枠組み

しかし、専業林家はなく、小規模経営である上、木材需要の停滞や価格の低迷など林業を取り巻く情勢が依然として厳しい中で、林業従事者の減少及び高齢化、竹林の増加等とも相まって、生産活動が停滞し、適切な保育が行われていない森林が増加し、森林機能の低下が懸念されています。

このため、今後は、森林が将来にわたって適正に整備・管理され、多面的な機能が持続的に発揮されるよう、森林組合を中心とした合理的な体制整備のもと、計画的な森林整備を進めていく必要があります。

施策の方針

農業・農村の持つ多面的な機能の町民の理解を深め、自立した農業の実現と農地の保全・活用に向け、担い手の育成をはじめとする多様な振興施策を一体的に推進するとともに、森林の持つ多面的機能の持続的発揮に向け、計画的な森林整備を推進します。

施策の内容

(1) 農業生産基盤の充実

- ① 関係機関との連携のもと、農道、用排水施設の整備を進め、農業生産基盤の充実に努めます。
- ② 農地・水・環境の保全と質の向上に向け、地域ぐるみの共同活動に対する支援を行います。
- ③ 農業振興地域整備計画に基づき、整備された優良農地の保全及び管理に努めるほか、中山間地域における遊休農地・耕作放棄地の防止と解消に向け、適切な指導の推進や新たな転作作物の導入促進と農地の有効活用等を図ります。

(2) 担い手の育成

人・農地プランに基づき、人と農地の問題解決に向けて、未来の設計図を農家とともに策定に努め、農地の利用集積や経営指導の強化等により、意欲と能力のある認定農業者及び集落営農組織の育成を図るとともに、新規就農者の支援を積極的に行い、農業経営の法人化を促進します。

(3) 生産性の向上、高品質化の促進

関係機関・団体との連携のもと、技術指導・支援体制の強化を図り、需要に応じた米の産地づくりを促進するとともに、米、麦、大豆をはじめ野菜、果樹、畜産等各作目の生産性の向上や高品質化、ブランド化を促進します。

(4) 特産品の開発

地域特性や消費者ニーズに即した新たな作目や品種の導入・産地化を促進するほか、加工体制の充実を促進し、栄西茶や味噌・醤油をはじめとする既存加工特産品の生産拡大及び新たな加工特産品の開発を促します。

(5) 環境保全型農業の促進

食の安全と消費者の信頼の確保、環境保全に向け、有機栽培や減農薬・減化学肥料栽培、廃プラスチック類や家畜ふん尿などの農業関連廃棄物の適正処理・リサイクルなど、環境保全型農業を促進します。

(6) 地産地消の促進

さざんか千坊館農林産物直売所、やよいの里三田川などの活用、学校給食との連携、関連部門が一体となった食育の推進、PR活動の強化等により、地産地消を促進します。

(7) 都市と農村との交流の促進

都市圏住民や消費者との交流の促進、遊休農地・耕作放棄地等の有効活用の視点到立ち、体験・観光農業や市民農園等の取り組みを促進します。

(8) 6次産業化の推進

農業者の所得向上を図るため、生産から販売までを一体的に手掛ける6次産業化への取り組みを促進します。

(9) 有害鳥獣対策の強化

イノシシによる農林産物の被害を防止するため、関係機関との連携のもと、有害鳥獣対策の強化を図ります。

また、近年増加しているアライグマに対しては、アライグマ防除実施計画に基づき、関係機関との連携のもと対策強化を図ります。

(10) 計画的な森林整備の推進

森林整備計画に基づき、林業経営の効率化、森林の適正管理、農山村地域の活性化に向け、関係機関との連携のもと、林道・作業道等の維持管理に努めます。

また、森林所有者の意識啓発を進めながら、森林組合を中心とした森林施業の共同化や受委託、機械化を促進し、合理的な森林整備が行える体制を確

立し、森林整備計画等に基づく機能区分に応じた各区域の森林施業を促進します。


(11) 林産物の生産振興

農林業経営の安定化に向け、シイタケやタケノコ等の林産物の生産振興を促進します。

(12) 地元産材の利用促進

「吉野ヶ里町公共建築物木材利用促進方針」に基づき、公共施設の建設への地元産材の利用を図るほか、地元産材を使用した民間木造住宅の建設を促進するなど、地産地消を促進します。

成果指標

指 標 名	単 位	平成 23 年度 (実績)	平成 29 年度 (目標)
農道整備率 (舗装)	%	93.5	95.0
集落営農組織数	組織	9	10
林道整備率 (舗装)	%	89.2	93.0
農林業基盤の整備状況に関する満足度	%	13.0	

3. 商業の振興

現状と課題

本町の商業活動は、目達原地区、吉田地区、中副地区で小売業を中心に展開されており、平成19年の商業統計調査によると、卸売業、小売業を合わせた商店数は154店、従業者数は852人、年間商品販売額は約127億円となっていますが、売上額は減少の傾向にあります。

その中で軽トラ市、プレミアム商品券販売の実施など商工会での企画を支援し、商業の活性化を図ってきました。

また、町独自でも、町内金融機関と連携し、吉野ヶ里町中小企業融資金の貸付体制の整備、佐賀県中小企業保証協会の保証費の補填も実施し、経営体質の強化を図っています。

今後も、商業振興の核となる商工会の育成のもと、経営の近代化や町民の消費ニーズに即した商品・サービスの充実等を促進していくとともに、都市基盤整備と連動した、吉野ヶ里らしい商店街の環境・景観整備を行うなど商業機能の再生と創造に向けた取り組み、また大型店舗進出についてはそれを吸引力ととらえ集客の流れからさらに呼び込む工夫を進めていく必要があります。

施策の方針

にぎわいのある商業地の再生と創造に向け、商工会と連携し、近代的・魅力的な商業活動を促進します。

施策の内容

(1) 商工会の育成

商業活性化の中核的役割を担う商工会の育成に努め、商工業の活性化に向けた各種活動の一層の活発化を促進します。

(2) 近代的・魅力的な商業活動の促進

- ① 商工会との連携のもと、指導・支援体制の強化を図り、経営革新や後継者の育成、特産品の直売など地元商店ならではの特色ある商品・サービスの提供、話題性のある催しや町内消費を停滞させないよう共通商品券を発行するなど、消費者ニーズに対応した魅力ある商業活動を促進します。

特に軽トラ市については実験的販売の場と位置づけ既存企業は新たな商品の開発の場として、新規起業者は模索の場として活用促進します。

- ② 厳しい経営環境に対応し、各種融資制度の周知と活用を促し、経営体質の強化を促進するとともに商店街の環境・景観整備や総合的な空き店舗対策を推進します。

成果指標

指 標 名	単 位	平成 23 年度 (実績)	平成 29 年度 (目標)
日常の買物の便利さに関する町民の満足度	%	43.0	

注) 町民の満足度は、住民アンケート調査で「満足」と「どちらかといえば満足」と回答した町民の割合。

4. 工業の振興

現状と課題

町内工業の発展は、町の発展・町民の定住・雇用等に多大なる影響を与える、極めて重要なものとなっています。

本町の企業誘致については、主に町内4か所の工業団地への誘致を中心に展開してきました。平成22年の工業統計調査によると、製造業の事業所数(従業者4人以上)は42事業所、従業者数は3,538人、製造品出荷額等は約1,121億円となっています。

しかしながら、国内の経済状況が低迷する中で、各企業の経営状況は、依然として厳しい状況です。さらに電力不足問題や円高問題等で国内企業の生産体制は、海外移転が進んできています。

このような社会情勢の中、各企業の発展はもとより、町の発展・町民の雇用確保等に向けた新たな企業誘致は重要な課題となっています。

このため、今後は、商工会をはじめ、県等関係機関との連携を密にし、既存企業の流出防止・活性化や町内企業の経営基盤強化を促進するとともに、工場適地の調査研究を行い、企業誘致を進めていく必要があります。

施策の方針

町内企業の活性化や町民の雇用の場の確保、町の経済発展に向け、企業支援・企業誘致を積極的に進めます。

施策の内容

(1) 既存企業の活性化の促進

- ① 商工会との連携のもと、指導・支援体制の強化を図り、経営革新や後継者の育成、事業の拡大等を促進するとともに、味噌・醤油、神埼そうめん等の地場製品の一層のブランド化に向けた支援を行います。
- ② 町内商品のPRとなる催事には率先して紹介をしていきます。
- ③ 厳しさを増す経営環境に対応し、各種融資制度の周知と活用を促し、経営体質の強化を促進します。

(2) 新産業開発等の促進

商工会をはじめ関係機関・団体との連携のもと、異業種間交流の場や研修機会の提供、支援制度の整備など、産業支援・研究開発機能の強化を図り、

地域資源を生かした新製品・新産業の開発や起業化を促進します。

(3) 企業誘致の推進

既存企業の町外流出の防止に努めるとともに、新しい企業誘致に向けて、工場適地の調査研究に努めます。また、県等関係機関と連携しながら、誘致活動を進めていきます。

成果指標

指 標 名	単位	平成 23 年度 (実績)	平成 29 年度 (目標)
町内企業との連携を深めるための情報交換の場	回/年	3	4
企業立地数（合併後）	事業所	4	6

5. 雇用対策・勤労者福祉の充実

現状と課題

総務省によると、平成24年7月の完全失業率は4.3%と、依然として高い水準にあります。また、全国の求人倍率は0.83、佐賀県の求人倍率は0.75、ハローワーク鳥栖管内では0.73と増加傾向ではありますが厳しい状況が続いています。産業構造が大きく変化する中、労働者の就業意識も組織や従来の方法に縛られない自由度の高い就業形態を志向するなど多様化してきています。

とりわけ、少子化が進む中、女性や高齢者、障がいのある人の社会進出が進む中で、就職・進学を機にした若者の人口流出が進んでいます。このため、地域産業の活性化による就労機会を拡大させ、関係団体との連携のもと、雇用の安定を図るとともに、勤労者が安心して快適に働けるよう、勤労者福祉の充実を図る必要があります。

道の駅吉野ヶ里「さざんか千坊館」、ひがしせふり温泉「山茶花の湯」を指定管理者により運営を行い地元雇用の促進を図っています。

勤労者福利厚生資金のための預託金を九州労働金庫へ1,000万円毎年預託、また勤労者懇親会への支援を実施しています。

施策の方針

定住の促進と就業者が健康で快適に働くことができる環境づくりに向け、雇用機会の確保及び雇用の促進、勤労者福祉の充実に努めます。

施策の内容

(1) 雇用機会の確保と雇用の促進

- ① 各種産業振興施策の推進を通じて雇用機会の確保・拡充を目指すほか、就職相談・情報提供の推進、人材育成・研修機会の提供等により、新規学卒者をはじめとする若年層やU・J・Iターン[※]希望者の町内就職を促進するため、ハローワーク等の関係機関との連携を図ります。
- ② 男女雇用機会均等法の普及・啓発、シルバー人材センターや人材バンク制度の充実・活用、企業への雇用の働きかけ等を通じ、ハローワーク

[※]U・J・Iターン：U「出身地から地域外へ進学や就職のため都会に出た後、出身地に戻る」と、J「出身地から地域外へ進学や就職のため都会に出た後、出身地の近隣地域に戻る」と、I「出身地にかかわらず、住みたい地域を選択し移り住むこと」の総称

等の関係機関と連携し、女性や定年退職後の高齢者、障がい者、短時間就労を希望する女性求職者に対して、就業相談を通じ就職を促進します。

(2) 勤労者福祉の充実

勤労者の福利厚生や生活資金の融資制度の充実を図り、安心して働ける労働環境づくりに努めます。

また、吉野ヶ里町勤労者福利厚生資金貸付制度の周知とともに、勤労者懇親会の周知、文化・スポーツ・レクリエーションの場の充実等に努めます。

成果指標

指 標 名	単 位	平成 23 年度 (実績)	平成 29 年度 (目標)
町内事業所従業者数	人	7,540	7,600

6. 消費者対策の充実

現状と課題

高度情報通信社会や高齢化社会により、携帯電話やインターネットに関するトラブルや高齢者をねらった悪質な訪問販売などのトラブルが増加しています。また、食の安全・安心を確保するための施策も重要視されています。

本町では、県消費生活センター等関係機関と連携し、消費生活情報の提供、消費生活相談等を行い、消費者対策を推進しています。また、各種団体の会議等で司法書士による消費者問題研修会を実施し、悪質商法等の消費者被害防止に努めています。今後も、消費生活の一層の多様化が予想される中で、消費者自らが悪質商法等被害の未然防止や消費生活の質的向上を図り、自立することができるよう、近年の環境変化を踏まえた消費者啓発や情報提供の推進、相談体制の充実に努める必要があります。

施策の方針

町民の消費生活の安定と向上を図るため、近年の環境変化を踏まえ、消費者対策の充実に努めます。

施策の内容

(1) 消費者啓発等の推進

- ① 県消費生活センター等関係機関と連携し、広報紙やホームページ等により発生事例や対応方法等に関する最新情報の即時発信を強化します。
- ② 学校・家庭・地域・職域その他様々な「場」において消費者行政を身近な存在にできるように消費者教育・啓発の充実に図り、消費者の自立を支援します。

(2) 消費生活相談の充実

- ① 悪質商法等被害の未然防止と発生後の適切な対応のため、県消費生活センター等関係機関と連携し、消費生活に関する情報収集に努め、相談に対して迅速かつ適切な対応ができるよう、相談窓口の充実に図ります。
- ② 多様化・複雑化する相談への的確な対応を図るため、相談者が安心して相談できる環境を提供できるように、引き続き司法書士相談を実施し消費生活相談の充実に努めます。

成果指標

指 標 名	単位	平成 23 年度 (実績)	平成 29 年度 (目標)
消費生活相談件数	人/年	141	100

第5章 定住と交流を育むよしのがり

1. 土地の有効利用

現状と課題

本町は、佐賀県の東部に位置する総面積 43.94km²のまちで、北部は脊振山系の緑輝く山々に囲まれ、南部は肥沃な佐賀平野に属しており、水と緑の美しい自然を誇ります。

また、恵まれた交通立地条件等を背景に各種の都市機能が集積するなど、都市的な魅力を有しています。

本町ではこれまで、土地利用関連計画に基づき、計画的な土地利用を進めてきました。

しかし、中山間地域を中心とする遊休農地・耕作放棄地の増加や森林の荒廃、商店街の空洞化といった問題もみられ、これらへの対応が求められているほか、定住人口・交流人口の増加や産業振興等を見据えた吉野ヶ里町としての一体的な土地利用の推進が必要となっています。

このため、基本構想「土地利用の方針」及び国土利用計画・農業振興地域整備計画に基づき、計画的かつ調和のとれた土地利用を進めていく必要があります。

施策の方針

町の一体的・持続的発展に向け、基本構想「土地利用の方針」及び国土利用計画・農業振興地域整備計画に基づき、自然や歴史と共存し、商業・工業の活力のある産業環境や、にぎわいのある市街地環境を形成するための効率的な土地利用を進めます。

施策の内容

(1) 適正な土地利用の促進

土地利用関連計画や関連法、関連条例等の周知及び一体的運用による規制・誘導に努め、土地利用区分に沿った適正な土地利用を促進します。

(2) 一体的な土地利用の推進

自然や歴史と共存する快適でゆとりある居住空間として整備を進め、地域

の活性化に努めます。また、産業立地機能の充実、整備された優良農地の保全・活用、生活環境整備を進め、工業や農業環境と調和した快適で魅力ある居住空間の整備を進めます。

成果指標

指 標 名	単 位	平成 23 年度 (実績)	平成 29 年度 (目標)
宅地土地利用の割合	%	8.4	9.0

2. 市街地の整備

現状と課題

本町では、南部を中心に総面積の 52.0%にあたる 2,285ha が佐賀県東部都市計画区域に指定されており、三田川庁舎及び東脊振庁舎周辺、国道 34 号及び主要地方道佐賀川久保鳥栖線沿線を中心に市街地が形成されています。

本町ではこれまで、良好な市街地の形成誘導に努めてきましたが、定住の促進や居住環境の向上に向けた居住系市街地の整備が課題となっているほか、にぎわいのある商業地の再生と創造、新たな活力の創出に向けた工業立地基盤の充実などが求められています。

このため、全町的な市街地整備体制の確立を図りながら、土地の高度利用や都市施設の整備を進め、新たな時代のまちの顔となる魅力ある市街地の形成を進めていく必要があります。

施策の方針

快適で安全な居住環境と産業・文化の集積を生み出す魅力ある市街地の形成に向け、町民と協働しながら長期的な展望に立った土地の高度利用や都市施設の整備を進めます。

施策の内容

(1) 市街地整備体制の確立

関連部門、関係機関・団体との連携強化、町民への都市計画や市街地整備に関する情報提供・啓発の推進等を通じ、町民・事業者・行政が共通認識のもとに市街地整備に取り組める体制の確立と気運の醸成を図ります。

(2) 市街地の計画的整備

- ① 三田川庁舎及び東脊振庁舎周辺の「生活拠点」を中心に、人、物、情報の活発な交流を促進するための多様な都市機能の集積に努めるとともに、民間主導の土地区画整理事業等による土地の高度利用を進め、良好な環境の居住系市街地の整備、商店街の環境・景観整備を進めます。
- ② 町の新たな活力の創出に向け、誘致企業の受け皿として、工業立地基盤の整備を図ります。
- ③ その他の地区についても、その役割・機能分担に応じた都市機能の整備を計画的に進めます。

成果指標

指 標 名	単位	平成 23 年度 (実績)	平成 29 年度 (目標)
土地区画整理事業実施面積 (累計)	ha	7	10

3. 住宅施策の推進

現状と課題

快適・安全・安心な住宅・住環境の確保は、人々の定住・移住を促進する重要な条件であり、まちづくりの基本となるものです。

本町は、佐賀市、鳥栖市、福岡市、久留米市に近接する立地条件や道路・交通の利便性等を背景に、近年まで人口増加を続けてきました。

しかし、少子高齢化の進行をはじめとする社会・経済情勢の変化に伴い、ここ数年、人口は横ばい傾向にあるとともに、今後は減少傾向で推移することが予想されており、新たな住宅地の形成など、若い世代の定住・移住の促進に向けた住宅施策の推進が求められています。

また、町営住宅については、川原団地、中の原団地、萩原団地、立野団地、目達原東団地、目達原西団地、上豆田団地の7団地があります。老朽化が進んだ萩原団地、中の原団地については、町営住宅長寿命化計画に基づき今後の改修について協議を行い、高齢者や障がい者、子育て家庭が安全で安心して暮らせる住まいづくりといった視点に立ち防災面の強化も勘案し、計画的に建替・改善を行う必要があります。

施策の方針

若い世代の定住・移住の促進、快適で安全な居住環境づくりに向け、新たな住宅地の形成を進めるとともに、町営住宅の建替・改善等を計画的に推進します。

施策の内容

(1) 新たな住宅地の形成

人口増加による町の活力向上、快適・安全・安心な居住環境づくりに向け、居住系市街地の計画的整備等により、若い世代の定住・移住を促進し、良好な環境の新たな住宅地の形成を進めます。

(2) 町営住宅の整備

ユニバーサル・デザイン^{*}を推進し、高齢者や障がい者、子育て家庭の安全

^{*}ユニバーサル・デザイン：はじめからすべての人が使いやすいように施設や建物、空間などをデザインすること

に配慮した住宅を整備します。合併浄化槽から下水道への切り替えなど、町営住宅の建替・改善等を計画的に推進します。

成果指標

指 標 名	単 位	平成 23 年度 (実績)	平成 29 年度 (目標)
町営住宅の整備供給戸数	戸	500	500
老朽化町営住宅の改修戸数 (中の原団地 D 棟・萩原団地)	戸	0	50

4. 道路・交通網の充実

現状と課題

本町の道路網は、平成24年4月現在、高速交通網として、長崎自動車道が町の中央部を横断し、東脊振インターチェンジが設置されているほか、東西に横断する国道34号及び主要地方道佐賀川久保鳥栖線、南北に縦貫する国道385号を中心に、国道2路線、県道8路線（主要地方道3路線、一般県道5路線）、町道310路線によって構成されています。

本町では、関係機関と連携しながら国・県道の整備促進を計画的に進め、利便性の高い道路網が形成されていますが、交通量の増加や車両の大型化、高齢化が進む中、より一層安全で便利な道路網の整備が求められています。

また、住民アンケート調査での『必要な道路、交通手段について』の回答結果において、「地区内の身近な生活道路の整備充実」、「町内幹線道路の整備充実」が上位に挙げられ、また、『必要な施設整備』の回答結果においても「道路の整備（歩道含む）」が多数意見となっていることから、道路交通網の充実への住民要望が強い傾向にあると考えられます。

本町の道路網については、住民アンケート及び前期基本計画を踏まえ、21年度に幹線町道網の整備計画を策定した道路マスタープランを核として、引き続き補助事業等を活用しながら、安全に配慮した人にやさしい道路空間づくりに努める必要があります。また、国・県道の整備についても関係機関に積極的に働きかけ、連携を図りながら計画的に道路網の充実を図る必要があります。

一方、本町の公共交通機関は、JR長崎本線が南部を横断し、吉野ヶ里公園駅が設置されているほか、民間の路線バスが運行され、さらに町においてもコミュニティバスを運行しています。

JR長崎本線については、吉野ヶ里公園駅への特急列車停車の増便と九州新幹線西九州ルート整備への対応が課題となっているほか、路線バスは、その維持・確保及び利用者の増加が求められています。

また、コミュニティバスについては、町内全域で運行をしていますが平成23年6月に運行ルート・ダイヤの見直しを行いました。今後とも利用者のニーズに応じた見直しを図っていく必要があります。

施策の方針

交通立地条件のさらなる向上による町全体の発展可能性の拡大に向け、町民ニーズに対応した、町内道路網の計画的な整備、維持管理を進めるとともに、公共交通機関の充実を進めます。

施策の内容

(1) 町道の整備と維持管理の充実

平成 21 年度に策定した道路マスタープランを核として、道路網の整備を町内地域間の連携強化に配慮しながら計画的、効率的に、国・県道と連携しながら推進します。

また、維持管理について、あらゆる機会における道路パトロールの実施、町民参画・協働のもと、道路の維持管理の充実に努めます。

(2) 国・県道の整備促進

前期基本計画に引き続き、国道 34 号のバイパス計画や交差点改良、国道 385 号の歩道整備、主要地方道佐賀川久保鳥栖線の改良など、国・県道の整備を関係機関に積極的に要請していきます。

(3) 安全で快適な道路空間づくり

法令等の基準を遵守しながら、町民の安全・安心に配慮した道路計画を推進します。また、沿道の景観等に配慮した安全で快適な道路空間づくりに努めます。

(4) 鉄道交通の充実促進

関係自治体との連携を図り、観光振興をはじめ町全体の発展に向け、吉野ヶ里公園駅への特急列車停車の増便を継続して要望していきます。

また、九州新幹線西九州ルート整備による通過列車の増加に伴う安全性や環境問題への適切な対応を図ります。



(5) 路線バスの維持・確保

路線バスの維持・確保を図るとともに、存続させるために利用者の増加を事業者に対し働きかけていきます。

(6) コミュニティバスの充実

利用者の意見・要望からニーズに応じた運行コース、ダイヤの見直しを行い、より一層利便性の向上を図るとともに、地域公共交通のあり方について検討を行っていきます。

成果指標

指 標 名	単 位	平成 23 年度 (実績)	平成 29 年度 (目標)
町道改良率	%	85.0	87.0
町道舗装率	%	97.2	99.0
道路の整備状況に関する町民の満足度	%	32.1	
コミュニティバス 1 便あたりの利用者数	人	4.3	5.0
交通機関の便利さに関する町民の満足度	%	32.1	

注) 町民の満足度は、住民アンケート調査で「満足」と「どちらかといえば満足」と回答した町民の割合。

5. 情報化の推進

現状と課題

近年、インターネットなどのICT^{*}の普及、twitter・フェイスブック^{*}などのSNS^{*}の普及は町民にとって重要な情報伝達手段になっており、これを利活用した電子自治体の構築が進められています。

本町ではこれまで各種システムの統合や整備、各庁舎間の光ケーブルによるネットワーク化、L GWAN^{*}を利用した電子自治体の構築に向けた取り組みを推進してきました。

今後、さらにICTが進展していく中で、町政運営の効率化や各種情報の提供などあらゆる分野における情報ネットワークの整備を図り、電子自治体の構築及び町全体の情報化を積極的に進めていく必要があります。

施策の方針

行政サービスの利便性向上、町政業務の効率化に向け、全庁的な体制整備及び情報化に関する計画の策定のもと電子自治体の構築と町全体の情報化を一体的に推進します。

施策の内容

(1) 情報化に関する計画の策定

国や県の動向に応じて業務と各種システムの最適化を図り、効率的、効果的な情報化に関する計画の策定を図ります。

(2) 電子自治体の構築と町全体の情報化

- ① 町民がICTを活用した各種サービスを等しく利用できる環境づくりに向け、全町光ケーブルによる高速ネットワークの利用を促進します。
- ② ホームページによる町政情報の提供やだれも見やすく、わかりやすいホームページの構築及び内容の充実を図ります。
- ③ 既存の各種システムの維持・充実に努め、L GWANの利用を促進し

※ ICT：情報通信技術

※ twitter・フェイスブック：コミュニティ型Webサービス的一种。

※ SNS：ソーシャルネットワーキングサービスの略。情報交流を促進・サポートするコミュニティ型のWebサービス

※ L GWAN：総合行政ネットワーク。地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワーク

た広域的連携のもと、システム共同利用などを検討し、電子自治体の構築に向けた取り組みを進め、行政内部の情報化を一層推進します。

- ④ 全町的な情報化の視点に立ち、行政サービスの利便性の向上、町政業務の効率化を進めていきます。

(3) 情報化の環境づくり

いつでも、どこでも、何でも、だれでもネットワークにつながり、情報環境を安心して利活用することができるよう、情報化に関する学習・教育機会の充実や各種情報提供を行うとともに、時代に即した情報セキュリティ対策を推進します。

成果指標

指 標 名	単 位	平成 23 年度 (実績)	平成 29 年度 (目標)
ホームページアクセス件数	件/月	6,265	7,000

6. ダム関連事業の推進

現状と課題

五ヶ山ダムは、博多湾へ注ぐ2級河川那珂川上流である本町北端の小川内地区と、福岡県那珂川町大字五ヶ山地区において、福岡県により平成29年度竣工を目指して建設が進められている多目的ダムです。総貯水容量4,020万m³を有し、洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道用水の供給、異常渇水時の緊急水補給等を目的としています。

現在、水源地域対策特別措置法(水特法)に基づき、水没者の生活再建、水源地域の活性化、残存山林の保全等に重点を置く、五ヶ山ダム水源地域整備計画事業(平成16年度策定)を進めています。

同計画の基本的な考え方は、農林業や観光等の産業基盤整備を行い、水源地域の活力を引き出す事業に加え、ダム湖周辺の森林空間を活用した交流施設等を整備することによって、ダム下流である福岡市等の利水者との連携や、福岡都市圏からの入込客の誘致を図り、水源地域活性化の手段とするものです。

事業開始から9年が経過し、残りの事業期間は5年となりました。これまでに取り組んだ整備事業により、町を訪れる観光客数は飛躍的に増加し、雇用の創出、地域住民による農林産物直売所への出荷システムの構築といった効果がみられます。今後は、社会情勢の変化等を踏まえた上で、事業内容の見直しを行いながら、五ヶ山ダム水源地域整備計画を推進していく必要があります。

また、福岡県及び福岡県那珂川町のダムサイト整備計画の具体化にあわせ、これらの計画と整合性を図り、五ヶ山ダム完成後も残存山林等の適正管理などの水源地域の保全を総合的、計画的に行うため関係機関との協力体制の構築が必要となります。

施策の方針

五ヶ山ダム水源地域整備計画に基づき、ダム建設が水源地域に与える影響を緩和するために、また、水源地域の活性化と町全体の発展に向け、農林業や観光などの産業基盤や生活基盤の整備を推進します。

五ヶ山ダムの利水者である福岡市等との連携による水源地域の活性化、保全を推進します。

施策の内容

(1) 指針の策定

本町の実情に即した水源地域の振興策を総合的、計画的に推進するために水源地域の全体構想となる水源地域ビジョンを策定します。

(2) 水源地域整備計画の推進

五ヶ山ダム水源地域整備計画に基づく、道路、林道、農林業共同利用施設、スポーツ・レクリエーション施設、総合文化センター等の整備事業を推進します。

(3) 水源地域整備計画の見直し

平成 23 年度「五ヶ山ダム水源地域活性化検討委員会」により、水源地域整備事業の取り組みに関する報告書が提出されました。今後は、報告内容を具体化させる施策立案に取り組み、必要に応じて関係機関等との協議に基づく事業計画変更を行います。

(4) 水源地の残存山林等の保全

継続的な水源地の環境保全を図るため、地域住民と利水者との連携による残存山林等の整備を行う体制を構築します。

成果指標

指 標 名	単 位	平成 23 年度 (実績)	平成 29 年度 (目標)
五ヶ山ダム水源地域整備計画事業進捗率	%	35.4	100.0

注) 整備計画事業進捗率の値は、総事業費に対する割合。

第6章 共につくる自立したよしのがり

1. 男女共同参画の促進

現状と課題

男女が社会のあらゆる分野に参画し、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成が求められています。

本町では、平成23年3月に男女共同参画基本計画を策定し、男女共同参画の積極的な啓発・教育を基本目標に掲げ、啓発活動の推進や講座・教室の開催、審議会等への女性の登用、女性団体や男女共同参画を進める会の活動支援等を通じて女性の社会参画を促進しています。

様々な取り組みのもと、男性の家事・育児参加等について、社会的に浸透してきていますが、男女共同参画の基本理念である“「思いやりのまち」吉野ヶ里町”の実現に向け、さらなる推進が求められます。

このため、今後は男女共同参画基本計画に基づき、意識改革の一層の推進をはじめ、幅広い分野への男女の参画を促す取り組みを総合的、計画的に進めていく必要があります。

施策の方針

男女が社会のあらゆる分野に共に参画することができる男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画基本計画のもと、意識改革をはじめ、条件・環境整備を進めます。

施策の内容

(1) 男女共同参画の啓発及び意識改革

広報やホームページを利用し、男女共同参画の啓発を図ります。また、学校においても男女平等教育、各種講座・教室を開催し、男女平等意識の浸透を図ります。

(2) 人材育成と女性の登用

講座・教室の開催等により、男女共同参画に積極的に取り組む人材や団体の育成、ネットワーク化に努めるとともに、幅広い分野における政策・方針決定過程への男女共同参画を進めるため、町の審議会や委員会等への女性の

積極的な登用、町職員の女性の登用職域の拡大、各種団体役員への女性の登用の働きかけなどを行います。



(3) 男女が共に働き続けられる環境の整備

男女が対等な立場で共に働くことができるよう、男女雇用機会均等法など労働・雇用に関する法律の普及・啓発に努めるとともに、仕事と家庭・地域生活の両立に向け、子育て支援・介護・福祉施策の充実、育児・介護休業制度の周知・活用に努めます。

(4) 男女共同参画に関する相談体制の整備

セクシャル・ハラスメント*やドメスティック・バイオレンス*などの暴力をはじめ、町民の様々な悩みに応えるため、相談体制の充実を図り、支援については、関係機関との連携強化に努めます。

成果指標

指 標 名	単 位	平成 23 年度 (実績)	平成 29 年度 (目標)
審議会等への女性の登用	%	23.0	30.0
固定的役割分担意識にとらわれない人の割合	%	12.8	
女性の社会参画の状況に関する町民の満足度	%	14.3	

注) 町民の満足度は、住民アンケート調査で「満足」と「どちらかといえば満足」と回答した町民の割合。

* セクシャル・ハラスメント：性的嫌がらせ

* ドメスティック・バイオレンス：配偶者や恋人からの暴力行為

2. 人権の尊重

現状と課題

現在の社会において、社会を構成するすべての人々の人権が尊重され、相互に共存しうる平和で豊かな社会づくりが強く求められており、本町でも、啓発活動の推進や講座・教室の開催、人権・行政相談の開催など、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解消に向けた取り組みを行っています。

しかし、社会全体における人権意識においては、いまだ低く、人権に関わる様々な問題がいまだに存在しているのも事実であり、さらに、国際化や情報化、高齢化の進行等に伴う人権に関する新たな課題も生じてきています。

このため、今後は、さらなる啓発を行い意識の改革に尽力していく必要があります。また、新たな課題に対応できるよう情報提供等を行っていく必要もあります。

施策の方針

すべての人々の人権が尊重され、共に生きることができ平和で豊かな社会の確立に向け、あらゆる場を通じて人権教育・啓発を推進します。

施策の内容

(1) 人権教育・啓発推進体制の充実

本町の実情に即した人権教育・啓発を総合的に推進するため、関連部門相互の連携強化、関係機関・団体との役割分担・連携強化を図り、指導者の育成に努めます。

(2) 人権教育・啓発の効果的推進

行政内部はもとより、学校、家庭、地域、職域その他あらゆる場を通じ、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人などの各人権課題に関する教育・啓発を効果的かつ継続的に推進します。

(3) 人権問題に関する相談体制の充実

関係機関との連携のもと、人権問題に関する相談体制の充実を図ります。

成果指標

指標名	単位	平成 23 年度 (実績)	平成 29 年度 (目標)
人権・同和問題啓発回数	回/年	8	11
人権相談窓口開設件数	件/年	13	13

3. コミュニティの育成

現状と課題

本町には40余りの自治組織がありますが、時代の流れによる過疎化や核家族化、生活様式の多様化に伴って地域の連帯感の希薄化が懸念されています。

地域住民の連帯感と信頼感の向上を図るためには、コミュニティ活動の活性化が必要となっています。このような中、本町では「地区の“わ”委員会活動助成事業」を実施し、地域の活動を支援してきました。

また、コミュニティ活動を支援・促進するため、施設の整備充実に関する支援を行っていますが、組織の高齢化等による活動停滞が大きな課題となっています。

今後は、コミュニティ組織の機能強化や若年層の地域リーダーの育成、施設の整備充実を図りながらコミュニティ活動の支援を行い、自治会機能の向上を図る必要があります。

施策の方針

既存のコミュニティ活動を継続的に支援するとともに地域におけるリーダーの育成や新たなコミュニティ活動を支援します。

施策の内容

(1) コミュニティ意識の啓発

啓発活動の推進や講座・教室の開催等を通じ、地域でコミュニティ組織に参加できる環境の提供、地域住民の意識向上を図ります。

また、活動を活発にできるようにリーダーの育成を図ります。

(2) コミュニティ施設の整備充実


活動拠点そして、安心安全な施設となる公民館や集会所等の施設・設備の整備充実に対する支援を引き続き行い、活動の活発化を促進します。

また、総合文化センターの整備を図り、地域間の交流活動を支援します。

(3) コミュニティ活動の活性化

お互いに助け合い、安心して暮らせる地域づくりに多方面より活動促進を図り、特色あるコミュニティづくりをサポートします。

成果指標

指 標 名	単位	平成 23 年度 (実績)	平成 29 年度 (目標)
地域コミュニティ施設整備の状況に関する 町民の満足度	%	27.3	

注) 町民の満足度は、住民アンケート調査で「満足」と「どちらかといえば満足」と回答した町民の割合。

4. 協働のまちづくりの推進

現状と課題

町民と行政が互いに情報を共有しながら、これまで以上に身近で強い信頼関係を築き、個性的で自立した地域づくりを進める協働のまちづくりの取り組みを推進するため、自治体運営の基本原則を定める「自治基本条例[※]」の制定を検討する必要があります。

また、各種計画策定時における審議会への町民参加の促進、各種町民団体の自主的な活動支援を進めるとともに、協働のまちづくりに対する町民の認知度が向上するよう努める必要があります。

広報紙やホームページ、懇談会、アンケート調査等を通じた広報・広聴活動により情報提供と町民の意見の反映に努めていますが、双方向性のある情報交換を促進するため、パブリックコメント[※]など広聴活動のさらなる充実を図る必要があります。

また、まちづくりにおいては、NPO[※]・各自治会などの各種団体が、地域の課題解決に重要な役割を担っており、防災や災害時の対応など各地域の役割は、非常に重要なものとなってきています。

こうした中、町民の地域活動への参加理解、参加意識の促進を図っていく必要があります。また、各種団体の活動が円滑に行われるよう引き続き育成・支援に努めていく必要があります。

施策の方針

町民と行政が一体となったまちづくり、新しい公共空間の形成に向け、総合的な指針をつくり、町民と行政との協働体制の確立を進めます。

施策の内容

(1) 協働のまちづくりに向けた指針の策定

町民参加や協働について体系的に定め、協働のまちづくりを推進するための総合的な指針となる「自治基本条例」の制定を検討します。

※ 自治基本条例：住民自治に基づく自治体運営の基本原則を定め、住民自治の基本理念や自治体経営の基本原則とともに、住民、議会、行政の責務、役割を明確にした条例

※ パブリックコメント：意見募集、意見公募手続

※ NPO：民間非営利組織

(2) まちづくりに関する学習機会の提供

広報や生涯学習など様々な場を通じ、町の課題や今後のまちづくりに関する情報提供や学習機会の提供を図り、町民のまちづくり意識の高揚と知識の向上を促進します。

(3) 町民と行政との情報交流機会の充実

- ① 町民と行政との意思疎通が必要であるため、広報紙やホームページなどの内容充実を図るとともに、あらゆる機会を通じて広聴活動の充実に努めます。
- ② 開かれた町政を進めるため、個人情報保護に留意しながら、情報公開を推進します。


(4) 幅広い分野における町民参画・協働の促進

- ① 各種計画策定時における審議会への一般公募の拡大など、策定段階の町民参加を促進し、計画への町民意見の反映に努めます。
- ② 公共的な課題を町民と行政とが協力し合って解決する取り組みの実現へ町民の積極的な参画を促します。

(5) まちづくりグループ、NPOの育成

各種団体の抱えている課題・問題の解決に向けた支援を検討するとともに、まちづくりの新たなリーダーの育成に努めます。

成果指標

指 標 名	単 位	平成 23 年度 (実績)	平成 29 年度 (目標)
「住民協働」という言葉の認知度 (意味まで知っている町民の割合)	%	13.5	50.0
行政情報や催事情報の提供状況に関する 町民の満足度	%	22.1	

注) 町民の満足度は、住民アンケート調査で「満足」と「どちらかといえば満足」と回答した町民の割合。

5. 自立した自治体経営の推進

現状と課題

本町は、地方分権の拡充、少子高齢化の進行、厳しい財政状況等の社会環境の変化に対応しながら持続的な発展を可能とするため平成 18 年 3 月に合併し、行財政体制の整備と行政基盤の強化、また、集中改革プランに基づき職員数の削減に努めてきました。

具体的には、歳入の増加策として、佐賀県滞納整理機構における研修を通しての徴収技術向上等により税徴収率の改善を行ってきました。また、歳出面では、第 1 次集中改革プランの実施による人件費の削減、一般会計債及び下水道事業債の繰上償還による公債費及び下水道繰出金の削減を図ってきました。

こうした中で地方分権改革が一層本格化してきており、地方の役割は、さらに重要になっています。

しかし、不十分な税源移譲、地域経済の低迷、合併市町村への財政支援措置の減少等により、今後、財政状況が厳しさを増すと見込まれます。

こうしたことを踏まえ、地方分権を実現し自立した自治体経営を推進して行くためには、行政に対する町民の理解と協力を得ながら、町民・議会・行政が一体となって、経営の感覚を研ぎ澄ませ、自らの判断と責任において、さらなる行財政改革を推進していくことが必要です。

施策の方針

限られた経営資源を有効に活用し、地方分権時代にふさわしい自立した自治体経営を推進するため、行政改革大綱を踏まえた第 2 次集中改革プラン等の指針に基づき、行財政改革を強力に推進します。

施策の内容

(1) 事務事業の見直し

行政評価の導入・定着による事務事業の整理合理化をはじめ、民間活力の導入や事務処理の見直し、補助金の適正化など、事務事業の見直しを絶えず行います。

(2) 組織・機構の再編

町民ニーズの高度化・多様化に対応すべく、各課の業務内容の見直し等を

行い、組織・機構の再編を図ります。

(3) 人員管理の適正化

第2次集中改革プランの定員管理計画に基づき、職員数の削減を図るとともに、財政状況や地域の実情を勘案した適正な給与制度の運用を図り、人員管理の適正化に努めます。

(4) 人材育成の推進

職員研修を効率的に実施し、職員の意識改革と能力開発を進め、地方分権時代の担い手にふさわしい人材の育成に努めます。


(5) 財政運営の健全化

- ① 公会計を合わせた財政状況の分析、公表を行いながら効率的な財源配分を図り、健全な財政運営を推進します。
- ② 税や使用料等の収納率の向上、町有財産の有効活用等により自主財源の確保を図るとともに、職員の意識改革による事務費の削減、入札制度の厳格な運用、委託費の適正化等により歳出の削減を図るなど、歳入歳出一体改革を推進します。
- ③ 後年度財政負担の縮小のため、事業の選択により財政調整基金繰入等や繰越金を考慮した基礎的財政収支の黒字維持を図ります。

(6) 広域行政の推進

介護保険・消防・電算関係などの広域事務処理を引続き推進し、事務効率の改善に努めます。また、今までの枠組みにとらわれない広域連携についても研究・検討していきます。

成果指標

指標名	単位	平成23年度 (実績)	平成29年度 (目標)
行政経常収支比率	%	93.9	93.5
町税収納率(現年分)	%	99.1	99.3
健全な財政運営や行財政改革の推進に関する町民の満足度	%	16.4	

注) 町民の満足度は、住民アンケート調査で「満足」と「どちらかといえば満足」と回答した町民の割合。

資料編

1. 用語解説

あ行

- ・ **ICT（アイシーティー）**
情報通信技術
- ・ **EM（イーエム）ボカシ肥**
生ごみなどの有機物をEM菌（有用微生物群）により発酵させ肥料化したもの
- ・ **ALT（エイエルティー）**
外国語指導助手
- ・ **SNS（エヌエヌエス）**
ソーシャルネットワーキングサービスの略。情報交流を促進・サポートするコミュニティ型の Web サービス
- ・ **NPO（エヌピーオー）**
民間非営利組織
- ・ **LGWAN（エルジーワン）**
総合行政ネットワーク。地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワーク

か行

- ・ **クリーンエネルギー車**
大気汚染物質の排出が少なく、環境への負荷が少ない自動車
- ・ **グリーンカーテン**
植物を建築物の外側に生育させ建築物の温度上昇抑制を図るもの
- ・ **健康寿命**
介護を受けたり病気で寝たきりになつたりせず、自立して健康に生活できる期間

さ行

- ・ **自治基本条例**
住民自治に基づく自治体運営の基本原則を定め、住民自治の基本理念や自治体経営の基本原則とともに、住民、議会、行政の責務、役割を明確にした条例
- ・ **三田川町・東脊振村新町建設計画**
町村合併時に今後 10 年間のまちづくりの基本を定めたもので、総合計画の基礎となるもの

- ・ **3R（スリーアール）運動**

リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生使用）運動

- ・ **生活・介護支援サポーター**

介護福祉に関する知識や技術を持ち、高齢者への生活・支援サービスを行う担い手

- ・ **総合型地域スポーツクラブ**

地域住民だれもが気軽に参加でき、多様なスポーツ活動が行える自主運営型・複合型のスポーツクラブ

- ・ **セクシャル・ハラスメント**

性的嫌がらせ

た行

- ・ **タブレットパソコン**

タッチパネル式の入力・表示装置を備えたパソコン

- ・ **twitter（ツイッター）**

コミュニティ型 Web サービスの一種

- ・ **TPP（ティーピーピー）**

環太平洋戦略的経済連携協定。貿易自由化を目指す枠組み

- ・ **ティーム・ティーチング**

複数の教師が協力して教育指導にあたる方式

- ・ **ドメスティック・バイオレンス**

配偶者や恋人からの暴力行為

な行

- ・ **認知症サポーター**

認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者

- ・ **ノーマライゼーション**

だれもが普通の生活を送ることができる社会こそ正常であるという考え方

は行

- ・ **バイオマスエネルギー**

間伐材や家畜ふん尿などの再生可能な生物由来の有機性資源を燃料等に活用したエネルギー

- ・パブリックコメント

意見募集、意見公募手続

- ・バリアフリー化

無障壁化。活動の支障となる物理的な障がいや精神的な障壁を取り除くこと

- ・ファミリーサポート事業

保育等の援助を受けたい人と行いたい人を会員とする組織により、相互に助け合いを行う事業

- ・フェイスブック

コミュニティ型 Web サービスの一種

ま行

- ・メタボリックシンドローム

内臓脂肪症候群。糖尿病、動脈硬化症、高血圧症などの生活習慣病の前段階の状態

や行

- ・U・J・I（ユージェーアイ）ターン

U「出身地から地域外へ進学や就職のため都会に出た後、出身地に戻ること」、J「出身地から地域外へ進学や就職のため都会に出た後、出身地の近隣地域に戻ること」、I「出身地にかかわらず、住みたい地域を選択し移り住むこと」の総称

- ・ユニバーサル・デザイン

はじめからすべての人が使いやすいように施設や建物、空間などをデザインすること

ら行

- ・ライフジャケット

救命胴衣

- ・ライフスタイル

生活様式

- ・LAN（ラン）

ローカルエリアネットワークの略。施設内程度の規模で用いられるコンピュータネットワーク

- ・6次産業化

第1次産業に関わる農林水産業者が、第2次産業の加工、第3次産業の流通・販売にも一貫して取り組むこと

2. 策定体制等

吉野ヶ里町総合計画審議会 委員名簿

番号	氏名	所属	備考
1	五十嵐 勉	識見を有する者 (佐賀大学准教授)	会長
2	重松 成典	区長会	副会長
3	中島 哲夫	町議会議員	
4	古川 勲	町議会議員	
5	古川 輝英	町議会議員	
6	馬場 茂	町議会議員	
7	於保 忠	公共的団体又は機関の役職員 (教育委員会)	
8	大坪 悦子	公共的団体又は機関の役職員 (婦人会)	
9	築山 英子	公共的団体又は機関の役職員 (民生委員・児童委員協議会)	
10	福光 愛子	公共的団体又は機関の役職員 (スポーツ推進委員会)	
11	宮地 孝典	公共的団体又は機関の役職員 (町商工会)	
12	徳安 輝雄	公共的団体又は機関の役職員 (農業委員会)	

※順不同、敬称略

吉企第152号
平成24年8月30日

吉野ヶ里町総合計画審議会
会長 五十嵐 勉 様

吉野ヶ里町長 江頭 正則

吉野ヶ里町総合計画について（諮問）

吉野ヶ里町総合計画審議会条例第2条の規定により、吉野ヶ里町総合計画の策定について、貴審議会に諮問いたします。

平成25年1月31日

吉野ヶ里町長 江頭 正則 様

吉野ヶ里町総合計画審議会
会長 五十嵐 勉

吉野ヶ里町総合計画について（答申）

平成24年8月30日付け吉企第152号で諮問のあった吉野ヶ里町総合計画後期基本計画について、当審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり意見を付して答申する。

今後の後期基本計画実施にあたっては、これらを中心に各施策の推進に努めて頂きたい。

記

1. 重点プロジェクト1の健康・子育てのまちづくりとして、保健福祉施策、母子保健施策を推進し、少子高齢化等に対応したまちづくりに努めて頂きたい。
2. 重点プロジェクト2の快適住環境のまちづくりとして、あらゆる災害 等に対応できる体制整備、すべての町民が快適に生活できるまちづくりに努めて頂きたい。
3. 重点プロジェクト3の地域活力のあるまちづくりとして、農商工が連携した雇用の創出、定住推進及び地域の観光資源等を十分に生かした特色あるまちづくりに努めて頂きたい。

総合計画後期基本計画策定経過

年 月 日	事項及び内容
平成24年 6月 8日(金) ～ 7月13日(金)	前期基本計画達成状況調査
平成24年 6月14日(木) ～ 7月 6日(金)	住民アンケート調査実施
平成24年 8月23日(木) ～ 9月12日(水)	後期基本計画原案作成
平成24年 8月30日(木)	第1回 総合計画審議会〔諮問〕
平成24年10月10日(水) ～10月15日(月)	後期基本計画 関係各課ヒアリング
平成24年11月 2日(木)	第2回 総合計画審議会
平成24年12月 3日(月) ～12月14日(金)	パブリックコメント実施
平成25年 1月31日(木)	第3回 総合計画審議会〔答申〕

○吉野ヶ里町総合計画審議会条例

平成18年6月26日
条例第171号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、吉野ヶ里町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じて、吉野ヶ里町総合計画に関する事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
(1) 町議会議員 4人
(2) 区長 1人
(3) 公共的団体又は機関の役職員 8人以内
(4) 識見を有する者 若干人

(任期)

第4条 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。
2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となる。
2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(小委員会)

第7条 審議会は、必要に応じ小委員会を置くことができる。

(専門委員)

第8条 審議会に計画に関する専門の事項を調査及び研究させるため、専門委員を置くことができる。

(幹事)

第9条 審議会に計画に関する所掌事務に従事させるため、幹事を置くことができる。
2 幹事は、町職員のうちから町長が任命する。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成18年7月1日から施行する。